



# 陪審裁判

## 21

発行 陪審裁判を考える会

RESEARCH GROUP ON JURY TRIAL

2018年1月

## 庭山さんを偲ぶ…現場を重視した研究者

飯室 勝彦 ジャーナリスト

お付き合いが始まったのは1972年だから45年も前になる。当時、庭山英雄さんは中京大学の教授、私は東京新聞社会部の司法担当記者だった。本来なら

「先生」と書くべきだが司法の民主化を目指した”同志”としてあえて「さん」と呼ばせていただくことにしよう。

後年、その庭山さんが中京大学を去り、私が別の学部ながら同じ大学の教壇に立つようになる。それは二人の付き合いとは関係ない話だが縁とは異なるものである。

付き合いの契機は高田事件の最高裁判決だ。それらしい教え、教えられる関係は続いたが「センセイ」という態度は決して見せず終始「庭山さん」として接してくれた。

1970年から73年にかけて重大な判決が相次いだ。1952年、サンフランシスコ講和条約に反対するデモ隊が皇居前広場で警官隊と衝突して騒乱罪に問われた「血のメーデー事件」判決が事件から18年ぶりの1970年1月に出たのを皮切りに、イタイイタイ病公害（71年6月）、新潟水俣病（同年9月）、四日市ぜんそく（72年7月）、熊本水俣病（73年3月）、尊属殺人重罰規定の違憲判決（73年4月）、自衛隊を違憲とした長沼事件の札幌地裁判決（73年9月）など「判例百選」に選ばれるような判決が続き司法記者ははてんでこ舞いだった。

いずれも的確な報道のためには研究者の指導、協力が欠かせない判決だった。高田事件はそうした判決ラッシュの中

の一つだった。1952年に名古屋で起きた複数の暴力事件で、起訴から15年間に法廷が開かれなかったため「迅速な裁判に反する」と憲法論争に発展した。結局、最高裁大法廷が72年12月の判決で、憲法第37条第1項を直接適用し免訴にしたのだが、庭山さんは弁護団のブレイクとして新判例づくりに貢献した。

弁護団の会議にも積極的に出て、理論構成や法廷進行の作戦などをアドバイスしたほか、渡米して連邦最高裁の判例を調べ、弁護団を通じて資料を最高裁に提出し、「ジュリスト」など法律雑誌に論文を次々発表するなど、庭山さん抜きで高田事件を語れない。私も折に触れ教えを受けながら取材、報道にあたった。

高田事件の後も続き、何度も相談したり寄稿してもらったりした。決して専門家ぶらず、素人にも分かる丁寧で平易な談話、文章は読者にも好評だった。後に私が「戦後政治裁判史録」（第一法規）の執筆に加わり高田事件を担当（第2巻に収録）した際は膨大な資料を提供してくれた。

高田事件の例に象徴されるように、庭山さんの研究で常に重視されたのは「現場」である。その後もいろいろな冤罪事件を論じ、弁護団との協力関係のなかで研究を進めていった。研究室で書籍に囲まれて行う理論中心の研究にはあきらまず、現場を踏まえながら人権、刑事司法の公正、司法の民主化などを追究し続けた。英国の司法を分析した著作「民衆刑事司法の動態」には日本における「市民の司法参加」への視点が表れている。こうした研究姿勢を知れば「陪審裁判を考える会」に最初から参加したのは当然、と分かるだろう。会報にもしばしば寄稿し、理論的支柱となってくれた。

# 庭山先生のお仕事とわたし

指宿 信 成城大学

正直に言つて「考える会」には何度か危機があった。会の運営に不満だったメンバーによる分裂工作、日弁連機関誌「自由と正義」への投稿をめぐる著作権騒動などさまざまな問題を乗り越えることができたのは、庭山さんのようなコアな会員がしつかりしていたからである。

庭山さんを短い言葉で評すると「律儀」「誠実」だろう。弁護士有志による研究会にも気軽に出席して協力していたし、どんなに少人数の会合でも厭わず参加していた。晩年、「考える会」の会合が夜遅くまでかかったとき、明らかに体調不良と分かるのに最後まで席を立たず、終了後の懇親会まで付き合ってくれたことが何度かあった。「代表」としての責任感からだったのだろう。いま思うと早めに引き揚げてもらうべきだった。

庭山さんが香川大学に移つて会う機会は減つたが、何年かたつて専修大学教授として東京に戻り、再び頻繁に会えるようになった。「考える会」の会合にもよく出席してくれた。終了後、しばしば一緒にタクシーで帰宅したことは楽しい思い出である。弁護士の故後藤昌次郎さんが加わることもあった。

車中での会話が実に楽しく勉強になった。同じ法律家でも、実務家と研究者ではもの見方や考え方が微妙に違うこと

がある。法曹ではない私が加わつて議論はまた別な展開になることもある。第一級の実務家と研究者を独占できる贅沢な時間だった。

司法制度改革で裁判員制度が生まれるなど「身近な司法」へ向けて一定の前進をした。しかしまだ緒に就いたばかりである。庭山さんは天上から司法改革の行方を、そして「考える会」の活動を見守っているだろう。

通夜式の夜、焼香を終えた参列者が懇談の席に移つて間もなく、雷鳴が轟き激しい雨が降つた。あれは「目標を忘れるなよ」「まだまだこれからだ」という庭山さんの「檄」だったのではないだろうか。

庭山先生は私からすると恩師と同年代であり、その世代差はとて大きく、親しくさせていただくという間柄ではありませんでした。けれども、先生が学者として研究室だけに閉じこもつて書物を書き合うだけでなく、冤罪事件の支援に関わられたり、市民の方々と一緒に陪審制度の啓蒙に働かれたりされている様子を見て、自分もそうした立ち位置を獲得したいといつも憧れ、目標として来た存在でした。わたしの仕事のスタイルは実際、先生の歩みに大きく学んできましたので、自身の仕事と重ねながらご紹介をさせていただきます。

例えば、私は現在「法と心理学会」という学際学会に大きな責任を負っています。2000年のこの学会立ち上げに先生はご尽力され、創設時より法律学と認知科学の交流、学際研究の発展に後押しをいただいで来たことは特に記しておきたいと思います。先生は英国法の研究を通して早くから認知科学が法実務に有用であると看破され、数多くの重要なお仕

事をされて来ました。例えば、現在世界的な供述心理学者となったギスリー・グッドジョンソンの翻訳を学会設立に先駆けて刊行されておられますし（『取調べ・自白・証言の心理学』（1994年、酒井書店）、『同一性識別の法と科学―刑事事件における同一性識別に関するデブリン・レポート』（2000年、信山社）など貴重な政府報告書の訳出も手がけられ、その後もG・ボネ『裁判官の心証形成の心理学』（2006年、北大路書房）など、多大な足跡をこの領域に残されました。先生は2010年に学会の名誉会員に推挙されることとなり、皆で学会立ち上げにお骨折りいただいたことに感謝の意を表した次第です。

さて、先生のご論文を振り返つてみますと、国会図書館が提供する書誌情報データによるとおよそ6分の1が英国法に関する論稿や翻訳になります。特に英国証拠法や心証形成論に関する論文を沢山書かれています。イギリス刑事訴訟法といえば庭山先生、というイメージはと

でも強いもので、他に比類のないご研究を深められて来たと思います。法学者というのはまずは比較法研究で一つの山を極めなければならぬと改めて痛感させられるところです。そうした先生の英国法研究は、グランヴィル・ウィリアムズ著『イギリス刑事裁判の研究』（1981年、学陽書房）や同『イギリス法入門』（1985年、日本評論社）、バーバラ・シャピロ著『合理的疑いを超える』証明とは何か…英米証明理論の史的展開』（2003年、日本評論社）といった翻訳をはじめとして、ご著作である『民衆刑事司法の動態』（1978年、成文堂）、『自由心証主義』（1978年、学陽書房）において存分に展開されたと言えるでしょう。

先に挙げた法と心理関係やこうした英国法研究に関わる翻訳は非常に根気の要る仕事であり、時間を取られ、人々の役に立つ一方であまり引用はされず、オリジナリティがないため業績評価の際には低く見られがちで多くの研究者は好みません。残念ながら日本の刑事訴訟法学者において先生ほどの翻訳業績をこなす研究者は存在しないのです。なんとか私も、先生ほどの働きはできなくても、法と心理や比較法の仕事をしたいと願い、微力ながらそうした良書の訳出に務めてき

ました（スコット・トゥロー『極刑死刑をめぐる一法律家の思索』（2005年、岩波書店）、ジム・ドワイヤー、ピーター・ノイフェルド他『無実を探せ！イノセンス・プロジェクト』（2009年、現代人文社）、ジェニファー・トンブソン＝カニーノ他著『とらわれた二人無実の囚人と誤った目撃証人の物語』（2013年、岩波書店）等）。けれども、まだまだ先生の足元にも及ばず忸怩たる思いで一杯です。

また先生は、私の師匠であつた故・渡部保夫（元裁判官）先生とお親しく、陪審裁判を考える会でご一緒されていたと伺いました。先生のご業績の中でも国民の司法参加問題（裁判員制度を含む）は、狭山事件関連と並んで最も多いトピックとなつています。民主主義的な司法制度に対する造詣と深い信頼は、単なる司法の民主化を希求する思いだけではなく、先に挙げた英国法研究に裏付けられていることであり、陪審裁判の“復活”という理想に確信を持つておられたのだろうと想像します。翻訳出版されたモートン・エンライト他著『陪審裁判の将来—90年代のイギリスの刑事裁判』（1991年、成文堂）などにはそうした先生の造詣の深さが現れているでしょう。先生の研究された英国法由来の陪審制度が戦

前の日本の旧「陪審法」につながったように、英国の弁護士たちが始めたDuty Solicitor制度が日本の当番弁護士制度になつたように、日本の市民がほとんど知らない強い影響を実は英国法から受けて来ました。先生のお仕事はそうした継受の重要な意味を明らかにされてきているのです。このことはもつと知られていいことだと思えます。

先生のお仕事の特徴の一つとして、弁護士会あるいは弁護士の方々との共同プロジェクトが多い、という点が挙げられるでしょう。日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因に迫る』（2009年、現代人文社）という1000頁を超える大著に、先生は「誤判研究私史」という短い文章を寄稿されていますが、事実認定や自由心証主義に関するわが国の先駆的研究の紹介から、死刑再審無罪4事件前後の研究者と弁護士との共闘の歩み、代用監獄を中心とした捜査段階における日本の「中世」状態を打開するための戦いを振り返つておられます。その精神的な働きぶりや弁護士との共著書の数々は、平成の司法「改革」時代に入る以前の、公正な刑事手続を希求する先生の強い気持ちを表しており読む者を圧倒することでしょう（代表的なお仕事として、庭山英雄・五十嵐二葉『代用監獄制度と市民

的自由』（1981年、成文堂）、庭山英雄・西嶋勝彦・寺井一弘『世界に問われる日本の刑事司法』（1997年、現代人文社）など）。残念ながら、研究者の中には弁護士会を“在野”的なものとしてに低く見る人も少なくありません。わたしは先生のお働きぶりを理想と感じ、制度改革に意欲を燃やす多くの弁護士たちと協同で仕事をすることに誇りを持ってきました。在野にこそ未来を開く力が宿つており、在野にこそ未来を（「忖度」なしに）展望する目が備わっていると信じています（例えば、指宿信監修・日本弁護士連合会編『取調べの可視化へ—新たな刑事司法の展開』（2011年、日本評論社）、指宿信監修・日弁連えん罪原因究明第三者機関WG編『えん罪原因を調査せよ国会に第三者機関の設置を』（2012年、勁草書房）など）。もつと多くの刑事法研究者にそうしたスタイルを受け継いでもらいたいと願っています。

それから、狭山事件の再審を求める市民の会の代表を務められていたことから分かるように、先生は誤判冤罪問題に強い関心を抱かれ、論文執筆に止まらず、具体的な事件の支援にも大変な労力を注がれました。同事件弁護団に依頼されてわたしが意見書を書くこととなり、弁護団会議の席上でも先生と同席させていた



だいたことを思い出します。学者として個別の事件にどのように関わるかは大変慎重さを求められる場合がありますが、先生は常に運動の先頭に立って（時にはマイクを握って）狭山事件の再審の門を開くため働いておられました。私も誤判冤罪研究は主要なテーマの一つでありましたが、先生のお働きにはとても刺激を与えられて来ました。2002年から4年にかけて、再審における法廷未提出証拠の開示法制の立法を求めるロビーイング運動を先生と一緒に進めましたが先生の事務所を連絡先にさせていただきました。院内や国会の近くで一緒に集会を開いたことが昨日のことのように思い出されて参ります。そうした運動も、なんとか狭山事件再審請求で検察側が大量にあることを明言していた未提出証拠の開示にこぎ着けたいと強い思いをお持ちであつたからに他ならないでしょう。

2009年11月に第3次請求異議審を審議していた東京高裁判事4部（門野博裁判長）に対して開示勧告をすべきとする内容の意見書を提出したところ、12月に裁判所が検察側に対して証拠の開示勧告をするに至ります。この英断に先生がとても喜んでおられたのをよく覚えています。その後、五月雨式に検察側が未提出証拠を弁護団に次々と開示を進

めていることはご承知の通りです。開示された新証拠は190点以上に上るとされています。つい先般、福岡高裁で再審開始決定を支持する判断が下された熊本松橋事件でも、未提出証拠が新証拠として決定的役割を果たしていました。このことから伺えるように、弁護士にすら知られていない未提出証拠の中に、珠玉の無罪方向証拠が隠されていることは世界的にも常識となっており、各国でこれをどのように開示させるかが大きな問題となっております。私の主要な仕事の一つは証拠開示法制の研究ですが、先生の歩まれて来たお仕事に共通する意義を持っていると思つています（拙著『証拠開示と公正な裁判（増補版）』（2014年、現代人文社）参照）。同書で言及しているわたしが調査したカナダの誤判事件（ドナルド・マーシャル事件）とその後カナダで確立することとなった証拠開示制度について、たまたまわたしが在外研修で米国にいた時に先生から問い合わせが届いたことが思い出されます。200年以上も前のことでした。海外の優れた知見を少しでも日本の事件に役立てたいという先生の執念を感じました。

このようにわたしの研究活動、とりわけ誤判えん罪に関わる領域では先生のお仕事に学ぶところがとても大きく、先生

の後を追い続けたと言つても過言ではありません。しかし、自身の働きがいかにまだ小さいものに留まっているのか、庭山先生の「私史」を紐解くとき、正直、研究者として厳しく叱咤される気持ちです。今年、編集委員として企画から編集まで関わった『刑事司法を考えるシリーズ』全7巻を岩波書店から刊行することができました。100名以上の法学やその他の領域の専門家、法律実務家、多様な当事者の方々（犯罪被害者、えん罪被害者、犯罪加害者、矯正関係者、司法関係者等）から寄稿いただきました。非常に大きなプロジェクトでした。この完成したシリーズを先生にお見せしたかったと残念でなりません。是非先生の感想を伺いたかった。一緒にページをめくつてあれこれお話しをしたかった。

今後も、先生が目指された誤った有罪を起こさない刑事司法、そして、誤って有罪とされたえん罪者を速やかに救済できる刑事司法をこの国で確立することができるよう、微力であっても研究を進めていきたいと願っています。きっと先生が、私たちが残された課題の解決ができる日を眺めておられていることでしょうか。

#### 物故した会員など

ご冥福をお祈りいたします。

○川村正敏さん（新潟陪審友の会）逝去

2015年7月16日

○関原 勇さん逝去

2016年10月8日

○庭山英雄さん逝去

2017年7月11日

○萩原金美さん逝去

2017年11月10日

# 陪審制度を考える人々の流れは絶えずして 庭山さんとの出会いをひも解きながら

上口 達夫 会社員、「司法改革大阪各界懇談会」世話人

私が、大学の文学部史学科というところを卒業して社会に出た1980年代中盤、たまたま見る機会があった『法セミ』に、戦後の著名裁判の解説記事が連載されており、東大ポポロ事件、長沼ナイキ訴訟などを、毎月興味深く読んだことをよく覚えてる。

このシリーズで、弘前事件、松川事件などの冤罪事件も知ることになり、刑事手続や刑法などにも興味を持ち、当時香川大学におられた庭山英雄さんのお名前も拝見するようになった(2002年6月12日、「市民の裁判員制度つくりの会」設立総会に大阪から参加した私は、その日初めて「東京弁護士会弁護士」の庭山さんとお会いした)。

ところで、「陪審裁判を考える会」は1982年に発足したが、当時は死刑再審無罪判決が連続して出され(1983(89年)、世間では職業裁判官のみによる刑事裁判の持つ根本的な問題が議論され、法学者や政治学者だけでなく、弁護士会、民間団体などが、研究書やア

メリカ視察報告など様々な書籍を発売していった(一例として大阪府立図書館「陪審制度に関する所蔵図書一覧」参照 <http://www.library.pref.osaka.jp/central/baisin.html>)。その頃、大阪の弁護士も何人かが、「考える会」の合宿に参加して東西の交流が活発化し、ついに考える会のメンバーが大阪でも陪審に関する団体を立ち上げるべきだとハッパをかけたに連れられ、準備

会が立ち上がり私も参加した。1995年に正式に「陪審制度を復活する会」が発足し、京都・大阪で刑事弁護に携わる者の支柱として活躍していた佐伯千仞さんが代表に就任されたが、その時に佐伯さんが「陪審制度は復活させるのではない、私たちが主体的に復活するのでなければならぬ。だから復活する会と名付けるのである」と熱く語られたのを、昨日のこのように覚えてる(青木英五郎門下の下村幸雄さんも代表の一人になられたのは、自然の成り行きだったと思う)。

大阪弁護士会での講演会で、来演した平野龍一さんと佐伯さんが陪審制度の復活しないことの理由を巡ってお互いの発言を「三百代言」だとする「論争」が起ったのは、1998年のことである(陪審制度を復活する会編著『陪審制の復興』信山社、44(67頁)が、確か佐伯さんたちの尽力で京都地裁にあった陪審法廷が立命館に移築・保存されたのも、この年だった)。

時は移り、2003年に私は東京勤務となつて、「考える会」にも時々参加するようになり庭山さんとも何回かお会いしたが、司法参加に関わるネットワークを作ろうということをお倉さんたちと考えた時に、「それはいいことだ。おやりなさい」と言われたことを思い出す。昔、活字でしか知らなかった方とこんな話が出来たのは、思えば大変光栄なことと言わなければなるまい。

陪審に関する運動は絶えることにはなかったが、活動するメンバーは限定かつ重複しているので、ネットワークを作る

うという動きが二度あったがうまくいかなかった。しかし陪審を考える流れは連綿と続き、「考える会」・「復活する会」に加え、裁判員制度が成立すると様々な団体ができ、地理的広がりも見せている。そして今、「考える会」は在京の他団体と連携することで、新しい潮流が生まれつつある。

私たちは、日本の司法への市民参加の転換点に立ち会う者として、その意味するところを改めて自覚し、先人が作ってきた流れを担っていかねばならないが、陪審法が停止に至つた歴史的経過も考えなければならぬ状況にある。即ち、陪審法は太平洋戦争の激化に伴つて停止され今日なお解除されていないのであるが、裁判員法も施行後数年が経過した現在、ロケットの飛来を契機として戦争が惹起され、またも市民の司法参加が十分なまま停止されるようなことがあつてはならないということを意識せざるを得ないのである。

憲法を生かし二度と再び日本で戦争の惨禍が生じぬようにしながら、裁判員制度を真に市民自決の司法システムへと止揚していくことが、この時代に生きる我々に求められている。眼光鋭く自らに厳しかつた庭山さんの、衣鉢を継いで行きたいと思う。

# 「民衆刑事司法」のリーダー・庭山英雄さんを悼む

四 宮 啓 弁護士

陪審裁判を考える会の創設メンバーであり、後に共同代表となった庭山英雄さんは、当会のリーダーであったのみならず、「民衆刑事司法」研究のリーダーであった。「民衆刑事司法」とは、英米系統の刑事司法の表現として、庭山さんが著書『民衆刑事司法の動態』（1978年）で初めて使ったのではないかと思うが、大陸法系統の「官僚刑事司法」に対して、「刑事司法をできるだけ国民が担い、素人の手にあまる部分のみをプロの役人に任せる方式」（庭山「司法への民衆参加」当会会報創刊号（1982年））を意味する。陪審制度や民衆裁判官制度を核とする英米刑事法の本質の、同研究の権威であった庭山さんらしい見事な表現だと思う。

庭山さんの「民衆刑事司法」研究のリーダーぶりは、当会会報からも伺える。創刊号では、陪審制度と昇任制のない法曹一元制度の一体不可分性を論じている。2号（1983年）では海外の情勢と比較して日本がいかに民衆刑事司法

からかけ離れた官僚刑事司法であるか論じている。4号（1986年）では、陪審制の存在が警察の被疑者取調べにどのような影響するかをイギリスの例を挙げながら、「裁判する者の中に一般市民がいるということは、取調べの経過や結果に一般市民の目が光っていることを意味する・・・イギリスの実務がそのことを証明しています」と論じている。5号（1988年）では、重大詐欺犯罪を陪審制度から外すべきかという、1984年から1986年にかけて行われたイギリスの議論とその結末を紹介した。陪審制を採用するイギリスでは「事実認定を全面的に裁判官に委ねよう」としない。『裁判官にとって負担過重になる』『判断がバランスを失うおそれがある』などという。そこには重大事件の審理といったしんどい仕事は基本的に国民が担う（国民主権主義の一顕現）との発想と共に法曹一元の裁判官への一定の警戒さえうかがえる。」と述べてイギリスの「民衆刑事司法」の姿を伝えている。7号

（1992年）では、エンライトとモートンの『イギリス刑事陪審の将来』という本を紹介する中で、庭山さんたちが「陪審裁判を考える会」を作ったのは「刑事裁判にコモンセンスを」、言い換えれば官僚司法制の弊害打破ではなかったかと述べ、「陪審には『正義が外から見えない』という効用がある・・・民主主義社会においては正義は守られなければならないだけでなく、守られていることが外から見えないければならないのである」と述べた。8号（1992年）では、当会が当時の政党、最高裁、法務省に対して行ったアンケートへの回答（回答があったのは、日本社会党、日本共産党、民社党、社会民主連合、最高裁、法務省）を分析している。9号（1993年）では、陪審制では事実誤認を理由に上訴できないとの意見に対して、陪審制を採用する英米の上訴手続について紹介し、有罪判決を受けた被告人の救済に不備があるとは思えないと反論している。10号（1993年）は当会が行ったシンポジ

ウムの報告であるが、パネリストを務めた庭山さんは、「法廷にコモンセンスを入れて欲しいと、我々は願っている。陪審を全体と個人との間の対立の場合の緩衝地帯としてほしいと願っている」と発言している。11号（1995年）では、代用監獄制度と、捜査段階における弁護人の援助のない長期間・長時間にわたる取調べ、及び中央集権的な官僚統制下にある職業裁判官制度―陪審裁判導入の効果はこれらの特殊日本の事情とのかねあいでは考えられなければならないと指摘している。

私は、1997年に日弁連が行った大規模なアメリカの公的刑事弁護制度に関する調査で庭山さんとご一緒する機会に恵まれた。庭山さんは、現地訪問先で収集した資料はその晩のうちに目を通し、翌日の調査をやり多量のものにしていた。庭山さんが貰ってきたもの―それは「行動する学者」として「民衆刑事司法」の守護者となって論陣を張り、活動することであった。庭山さんの主張と提言は、一連の司法制度改革で実現したものもあり、実現していないものもある。庭山さんが私たちに残した宿題は多い。



# 庭山さんを偲んで

根本行雄 著述業

庭山英雄さんのことで印象的に覚えていることが2つあります。「陪審裁判を考える会」では、お互いを「先生」とは呼ばないというルールがあり、庭山さんは先輩であり、その経歴から言っても、当然、「先生」と呼ばなければならぬところですが、いつも、「庭山さん」と呼ばせていただいていたので、この文章でもそう呼ばせていただくことにします。

わたしは1986年2月の、「陪審裁判を考える会」が主催した「司法を市民の手に！講演とシンポジウム」に参加しました。レジナルド・ローズ作、額田やえ子訳、ふじたあさや演出、『十二人の怒れる男』を観たあとに、シンポジウムでは代表の伊佐千尋さん、弁護士の大塚喜一さん、新潟大学教授（当時）の沢登佳人さんの話を聞きました。それが契機となり、この会に入会することになりました。その後、例会などで、庭山さんとは何度かお会いしているはずなのですが、あまり、印象的な記憶はありません。

よく覚えているのは「当番弁護士制度」のことです。このことは、庭山さんの著書から引用するほうが簡明だと思いますので、次に引用します。

「私は一九八八年暮れ、当時勤めていた香川大学法学部の機関誌に当番弁護士制度に関する小さな紹介論文を書いた。すると一九九〇年二月NHK大阪の一ディレクターがわざわざ研究室まで訪ねてきて、彼から諷刺防止のためのスペシャル番組についての相談を受けた。程なく同年春、NHKスタッフと私は英米への取材旅行に出かけた。

右の特番はイギリスの当番弁護士とアメリカの公設弁護士との両者の活動をテーマにするものであったが、とくに前者が全国の弁護士会の注目を惹いた。私のところへも相次いで電話が入ったほどであった。こうして一九九〇年の秋、大分県と福岡県との両弁護士会でほぼ時を同じくして当番弁護士制度が発足した。同制度は弁護士が当番を組んで待機し、事件発生後直ちに無料で被疑者のもと

に駆けつける制度であった。幸い日弁連の提唱していた司法改革の波に乗って急速に広がりを見せ、九二年十月一日全国五二の単位会全部に普及した。本家のイギリスでも全国普及まで一〇年以上も要していたので驚くべき速さであった。『基本的人権の擁護と社会正義の実現』をモットーとする弁護士集団の面目躍如たるものがある。私にとつても『学者冥利に尽きる』出来事であった。友人の一人がいみじくもこう述べた。『庭山死して当番弁護士制度残る』。『被告 最高裁』

庭山英雄編 技術と人間社 1995年2月刊、248ページ）

2006年8月、私は横浜で行われた「陪審裁判を考える会」の公開シンポジウムに参加しました。そこで、森野俊彦さん（当時、大阪高等裁判所の裁判官）の講演において、「現在、日本で進められている司法改革は、『現行の刑事裁判の問題点に対する反省、改革の意思が反映されたものでは必ずしもなく、市民運動の盛り上がり成果でもない』と説明されました。それについて、わたしは拙著『司法殺人（『波崎事件』と冤罪を生む構造）』影書房（2009年2月刊）

のなかで、「それは客観的な事実であり、日本の現状である」（168ページ）と賛意を表しています。しかし、「当番弁

護士制度」がまたたくうちに日本全国で普及していったときの驚きを思い出し、すと、この時期の、日弁連やそれに参加していた多くの弁護士たちが司法改革の必要性を切実に感じており、強い「改革の意思」を抱いていたことは事実です。ただ残念ながら、市民運動の盛り上がりには欠けていました。

庭山さんについての一番強い印象は「陪審裁判を考える会」の1993年の夏合宿に参加した時のことでした。夕食の後の「懇親会」において、庭山さんはホテルの浴衣の前がはだけるのも気にせず、参加者である若い弁護士たちと肩を組むようにして嬉しそうに話し込んでいました。その姿がまるでガキ大将のような感じでした。それがとても強い印象となつています。その後は、例会その他でお会いすると、親しく挨拶をするのが決まりのようになりました。

庭山さんの姿はいつでも司法制度改革運動の先頭グループの中でありました。庭山さんの古稀を記念する論文集『民衆司法と刑事法学』現代人文社（1999年6月刊）があります。わたしは「民衆司法」とは刑事司法の運営を主権者である国民ができるだけ担うことによつて、「立憲主義」である国家権力の運用を国民が監視し、その悪用を防止することに

つながっているものであると考えています。司法制度改革はいまだ道半ばです。被疑者、被告人の人権を擁護するためには、次のような改革が必要不可欠であると考えています。代用監獄の廃止、ミランダ・ルールの確立、拘留期間の欧米並み短縮、弁護士の立ち合いのない取り調べの禁止、取り調べ状況の全面的な可視化、早期保釈、黙秘権の確立、検察の上訴権の廃止、などなど。まだまだ、たくさん問題点があります。裁判所関連では、わが国では最高裁をピラミッドの頂点とする人事制度に大きな問題であると思えます。その点では、庭山さんが主張されていた「非常勤裁判官制度」は、今後の司法制度改革において積極的に検討されるべきであると考えます。

庭山さんはさまざまな冤罪事件に取り組んでおられました。毎年の年賀状は狭山市のご自宅の住所に送っていました。住所が狭山市であったのは、庭山さんが「狭山事件の再審を求める市民の会」の代表をされていたからだろうと思つています。大学の教員をやめられてからは、弁護士をされ、公設弁護人研究所の所長をされていました。

近年、庭山さんは東洋大学などで行われていた例会などにおいて、さまざまな役割などを後進に譲ろうとされています。

た。高齢であるという理由を述べられていた姿を思い出します。庭山さんのガキ大将のようなバワフルな人柄を知っているだけに、そのような姿を見るにつけ寂しい思いを味わつておりました。ご冥福をお祈りいたします。合掌。

# 庭山先生の功績

後藤 昭 青山学院大学

庭山英雄先生の刑訴法研究者としての功績のうち、もっとも重要なのは、当番弁護士制度の紹介と代用監獄制度への問題意識の喚起であつたと思う。

イギリスで始まつた当番弁護士制度を庭山先生は村岡啓一氏とともに日本に紹介された。その後、当番弁護士のしくみは1990年代の初めに急速に日本全国へ広がった。10年以上にわたるその運用の実績があつたからこそ、2004年の刑訴法改正によつて被疑者段階での国選弁護士制度が実現した。2016年の改正で、その適用範囲はさらに広がる。

1970年代に監獄法改正が議論されたとき、庭山先生は五十嵐二葉氏とともに、代用監獄制度がもつ問題を鋭く提起され、その問題意識は弁護士と研究者の間に広く共有されるようになった。私たちが代用監獄制度の意味を理解する経過で、庭山先生の果たされた役割は大きかつた。

これら2つの課題のうち、被疑者弁護の制度は庭山先生のご存命中に確かに発

展した。しかし、逮捕段階からの無料の弁護の保障など、なお残された課題は多い。他方、代用監獄制度は、刑事収容法に引き継がれたままで、解決に向かつてはいない。私たちが庭山先生から引き継ぐべき課題は大きい。



# 庭山英雄先生との想い出

鯨越 溢弘 創価大学法科大学院教授・弁護士

一、庭山英雄先生が、八十八歳の長寿を全うされて、逝去されたというご連絡を戴いた。亡くなる直前まで、現行憲法の重要性を説かれ、主権が国民にあるという理念を、刑事司法においても実現すべきだという観点から、陪審制度の実現のため論陣を張ってこられた。その研究者としての一貫した姿勢は、単なる研究者の枠を超えて、社会的な運動にも生かされていたと言える。刑事法学の泰斗を失った悲しみは深いが、その意志は我々残された者に引き継がれている。

二、私が庭山先生にまず感謝すべきことは、その学恩である。

第一に、私がイギリス刑事法の研究を始めるに際して、庭山先生がその進むべき道を示して下さいたことである。私が研究を始めた時期には、アメリカ刑事法の先達は多くおられたが、イギリス刑事法の研究者は稀であった。その中で、庭山先生は、イギリス刑事法の大家であったグラウンヴィル・ウィリアムズの『イギリス刑事裁判の研究』、同『イギリス法

入門』の翻訳を出版され、イギリス刑事法研究の出発点を示して下さいた。庭山先生の学問的立場は、『民衆刑事司法の動態』において明確に示されていたが、イギリス刑事法から学ぶ点が多いことを示して下さいたのは、これらの翻訳書を通じてであった。

第二に、庭山先生は、後進の研究者の育成にも心を砕かれ、様々な研究発表の場を提供されてきた。私が九州大学大学院の学生であった時代、若手研究者にとつて、民主科学者協会の会員に入会し、毎年開催される研究合宿に参加させて貰うことは、著名な研究者と親しく懇談できる貴重な機会であった。私は、師匠の故横山晃一郎先生に示唆されて民主科学者協会の合宿に参加しようとしたが、私の参加には異論を唱える先生もいた。その中で、庭山先生が参加を認めるべきだと主張されて、私の参加が実現したと後に聞かされた。刑事法研究者の集まりに参加できたことは、後の私のキャリアにとって非常に幸運であったと思う。

第三に、研究者としてのキャリアにとつて、教科書の執筆の機会を得ることも重要であるが、庭山先生は、岡部泰昌先生と編集された『刑事訴訟法』（青林書院）への執筆の機会を与えて下さった。

その中で第三篇第三章自白法則を執筆担当したが、自白法則の根拠について、後に「新虚偽排除説」と呼ばれることになった。自説を初めて公にすることができたのである。

三、以上、庭山先生の学恩について記してきたが、庭山先生の生きざまからも多くのことを学ばせて戴いた。庭山先生は、冤罪を訴える人々の声に耳を傾け、「再審請求事件を担当する弁護士団や支援組織の人々に種々の助言を与えてこられたが、私がご一緒させて戴いたのは、「狭山事件」の再審請求事件である。「狭山事件」については、解放同盟が支援していることから、研究者の間でも関与に躊躇されることがある中で、庭山先生は当初から積極的に関与され、亡くなる直前まで論稿を通じて支援されていた。また、重大な

事件とは言えない「痴漢冤罪」についても、誤判が生じれば市井の人の人生が狂わされてしまうものであることから、熱心に取り組まれてきた。社会的弱者への温かい目を、常に注がれていたと言える。

四、先生のお言葉の中で、一番私の記憶に残っているのは、故横山晃一郎先生の追悼論文集を献呈させて戴いた際に、「横山君は、君のような弟子を持つて幸せだよ。（出版するのは）大変だっただろう。」というお言葉である。

このようなお言葉を掛けて下さったのは庭山先生だけであり、その一言で、出版までの苦勞が一遍に吹き飛んだ思いがしたのを、今でも鮮明に覚えている。先生ご自身が種々のご苦勞を経験されてこられたからこそ、自然にでたお言葉だったとしてみよう。

五、庭山先生とご一緒する機会は、刑法学会や民主科学者協会の合宿を除けば、「陪審裁判を考える会」の合宿が多かったと思われるが、その際のご様子や想い出については他の人々に譲り、極めて個人的な想い出を記させて戴いた。

庭山先生のご葬儀等には、加齢による体調不良から参加することがかなわなかった。そのことの非礼をお詫びすると共に、先生のご冥福を心からお祈り申し上げます。

# 庭山英雄さんのある日の発言から

森野 俊彦 弁護士

1 はじめに―現職裁判官による陪審研究会のこと

今から数えて30年近く前のことになるが、平成5年の春、7〜8名の現職裁判官、それよりやや少ない程度の数の弁護士、それに世話役兼記録係の裁判所書記官をメンバーとする「陪審研究会」なるものが発足した。陪審制導入の議論が活発化してきた要因と現状を検討することから始め、外国留学経験者から他国における司法への市民参加の実情を聞いたり、陪審制度を論じた学者の論文（例えば、棚瀬孝雄教授の「刑事陪審と事実認定」判タ603号）など読んで勉強したりした。そして、その研究会の5回目に、庭山さんをお招きしてお話を伺うことになった。平成6年6月5日のことである。場所は、大阪。当時、庭山さんは香川大学法学部で教鞭をとっておられ、たぶん大学から東京に帰る途中に寄られたように記憶している。以下は、手元に残っていたメモ（前記に述べた書記官の作成による。）にもとづいて、庭山さんのお話

を抄録したものである（なお、理解の便宜のため、一部、森野において補充、敷衍した部分がある。）。

## 2 庭山さんの発言抄録

(1) 現職裁判官が、最高裁判所などの肝いりではなく自発的に、陪審制度を考えたり、話合ったりすることは素晴らしいことで、心から敬意を表したい。私の話が参考になれば、ともうれしい。

(2) 陪審でも誤判があることは否定できないが、陪審における事実認定能力が陪審を巡る議論の中心的なテーマになることには賛成できない。陪審を論じる際に取り上げてしかるべきテーマは、1参加と教育、2監視と保障、3責任の分散と分担と考えている。

(3) 日本の刑事裁判において人質司法といわれるほどの長期の勾留（過度の身柄拘束）は、裁判官の意識の問題として論じるのは誤りであり、むしろシステムが持つ弊害として捉えるべきであり、その面から改善を図るのが先決である。

(4) 日本の刑事裁判では、判断権者が職業裁判官に限られているが、その結果としてもたらされる弊害は、陪審によっても解決することと、陪審によっても解決できないことがあるのに留意すべきである。

(5) イギリスの裁判官は法律専門家として広範囲な社会活動を行っているが、日本の場合は、狭い意味の裁判の仕事を引き受けすぎているように思う。裁判官がすべてを背負い込むのは問題で、裁判官が引き受けている負担の一部は、本来国民も分担すべきはないかと考える。

(6)（上掲棚瀬論文のなかに「陪審裁判はそのモデルとして『究極的真実』は誰にもわからない。だから両者の言い分を聞いたうえで第三者に公平に裁定してもらおうのだ。』という公理から出発している」との論述に関連して、そうした考え方は真実発見の努力を放棄することに結びつかないか、との質問に対して）

棚瀬教授の真意はともかくとして、陪審が当初から実体的真実の発見をめざさ

ないと決めつけてしまうのは問題で、陪審制度も「事実」を無視して運営されるはずがない。棚瀬教授の問題の設定に疑問があると思う。

(7)（棚瀬論文が模擬裁判の試みなどを通じて、陪審員の事実認定の在り方やその能力に言及していることに関連して）

陪審と職業裁判官のどちらが事実認定能力において優れているかは、真剣に（＝必死になつて）議論すべき事柄ではないのではないかと。むしろ裁判の目的との関係に着目して議論すべきである。裁判の目的が当該コミュニティの平均的センストの合致であるとするれば、陪審が優れているといえるが、分析力とか知的能力に的を絞って比較すれば裁判官が優れているといえるであろう。しかしながら、裁判官が「疑わしきは被告人の利益」の原則をどこまで貫くことができるかという点では疑問がある。つまり、職業裁判官には「決定責任」があり、明日も明後日も裁判を行わなければならないという宿命を背負っているが、陪審員にはそれがないから、上記「疑わしきは被告の利益に」の原則を貫くことが比較的容易なのである。

(8)（倉田靖司検事の論文Ⅱ「陪審裁判復活の条件」上下・判タ801号、802号Ⅱを読んでどのように思われるか。な

お、同論文の趣旨は、同検事自身が「冤罪事件をなくすために陪審裁判を復活しよう」という発想方法は前提において誤りがあり、陪審裁判復活の理由として主張しえることは「刑事司法に市民が参加することが望ましいからである」ということに尽きる、とされている。」

倉田論文は、「犯人を無罪にした場合」と「無実の人間を有罪にした場合」とを等価値で（＝同列に）扱っているが、この手法自体が刑事訴訟法の理念からみて誤っている。

また、同検事は、実証的研究の報告書として有名なボールドウィンとマッコヴイル両名の「陪審裁判」を紹介しているが、同報告は意図的に作成されたもので、これを全面的に採用するのは問題である。陪審裁判で有罪判決がなされ、後にこれが破棄されたパーミンガム・シックス事件における陪審評決が誤判であることは間違いないが、社会全体がエモーションナルな反応をし、一定の方向で世論が統一された場合には、陪審であろうと職業裁判官であろうと誤判を犯すおそれは極めて高いといつてよい。

なお、弁護士執務体制とか実体法の改正とか、不可能もしくは困難な条件を持ち出して陪審裁判復活の条件として掲げるのは、最も狡猾な陪審反対論ではな

いか。

(9)上記(2)で述べたことに関して補足するが、弁護士任官制度はいずれ壁にぶち当たり、日本でもパートタイム裁判官を導入すべき時期が必ずくる。これも、陪審とは違った意味で、(裁判官の)責任の分散と分担になろう。

### 3 あとがき

庭山さんの以上のような発言を巡って、出席者からさまざまな意見が述べられた。私の独断で若干を紹介すると、1 庭山さんは、「真実を発見しよう」として裁判制度はない」として柵瀬論文を批判するが、論点が少しかみあっていない感じがする。むしろ、現状では、結果として「真実」が発見されればそのために他の価値が犠牲となつてもやむを得ないとの考え方が優位を占め、その考え方が精密司法を支えているのではないか。この現状認識が誤っていないとすると、そのことが陪審と一番対立するものではないか。2 現行の誤判の問題は、おそらく陪審の導入によって解決すべき問題ではないであろう。現状の刑事裁判が本来持っていたはずの誤判防止装置がなぜ働かなくなつたのかという問題意識で刑事手続の改善に進むべきである。また、官僚制度の克服は、「再任制度の本来的運

用」ないし「人事考課の公表」等で象徴される、官僚制の統制の除去の方向で解決すべき問題である。3 裁判官は決定権を持つからこそ生きがいを感じるという傾向ないし風潮がある。責任の分担は、かえって裁判官の生きがいの喪失につながるおそれがあるのでないか。

以上に記載した一部の紹介から推察されるように、参加者は庭山さんのご意見やお考えに臆することなく、自らの意見を堂々と開陳した。手前みそながら、内容的にもなかなか濃く深いものがあつた。これもおそらく、庭山さんの、質問を受けたあとといったんは少し逡巡されるものの、お話を始めると、よどみなく、しかし、反論があればいつでもしてくださいよといった、心根の優しさと包容力を感じさせる話しぶりが、そのような状況を生み出したのではなからうか。

庭山さんは、議論の最後に、もう一度、現職の裁判官が陪審制度を勉強していることが何よりうれしい、どうかこれからも勉強を続けてくださいと我々を励ましてくださった。そうした励みが力となつて、陪審研究会はその後も続き、陪審制あるいは市民の司法参加一般についてかなり広範囲に勉強したのではないかと自負している。そして驚くべきことに、現在もなおその命脈を保っているのではあ

る。最近、温泉等でおいしいお酒を飲むことが主目的になりつつあるが、できれば一度だけでも庭山さんとお酒を酌み交わしながら、陪審ひいては市民の司法参加について、とことん議論をしたいと思うことしきりである。



# 庭山英雄先生のご逝去に思うこと

齋藤 哲 獨協大学

庭山先生と最後にお会いしたのは、昨年夏の國學院大学における例会であった。渋谷の駅から大学に向かう途中、道

に迷われ立ち止まっていた先生をお見かけした。お声をかけて、ご一緒させていただくことにして、道中、弁護士登録された先生のご活動などのお話をお聞きした。都内に事務所をお持ちになって、当番弁護等をご担当されながら、ご高齢の体に鞭打って（先生はおっしゃらなかったが）、活動されているとのことであった。國學院までの坂道の途中、先生は若干お疲れを見せ、少し休んでいくからといって大分遅れて到着された。先生にとつても、おそらくこれが最後の例会参加であったであろうし、私はそのとき、例会でお会いする最後になるであろうと感じていた。

私はこの会の古参ではなく、初めて参加したのは司法制度改革の議論が始まる数年前、およそ20年弱前のことであつたかと思う。所属していた大学が遠方にあつたこともあり、決して出席率の良い

方ではなかったが、たまたま庭山先生から狭山事件のご教示を受けたことがある。そのとき先生から石川一男氏の再審を実現させるために、狭山市にお住まいになつていらっしゃることをお聞きした。私は狭山市の隣の出身であつたため、先生がわざわざ狭山事件の究明のために転居されたというのは本当に驚きであつた。新宿から狭山市駅まで1時間程度、さらに先生のご自宅に行くには同駅からバスを数十分乗り継がなければならぬ。都心の大学へ通うには少し距離がある。はじめてお会いした当時、既に高齢であつたにも拘わらず、長時間の移動をしながら活動をされているというのは、よく覚えていないが、お元氣であつたからであろう。

ところで私が大学に入るころ、学生運動は既にほぼ終焉を迎えていた。しかしどの大学へ行つても、学生運動を想起させる風景があちらこちらでみられたものである。私は間違いなく学生運動を知らない世代と位置付けられるが、私が

通っていた高校は、学生運動の名残のよくなものが色濃く残り、当時、狭山闘争（部落解放）と成田闘争を活動の柱として活動していた者も少なくなかつたと感じていた。「石川青年・・・」と当時服役中であつた石川さんを救済する歌を友人らは歌つていた。私は、これらの友人から狭山事件の8ミリを見せてもらったことがある。

未熟であつた私は、これらの活動をしてきた友人から知識や情報を得たといつてよいが、これが司法制度を考える切掛けになつていたといつても過言ではない。当時、現在の職業を想像だにしなかつたが、狭山事件という冤罪事件が司法制度の問題点を考える原点にあり、庭山先生にお会いすることもできたというのは、何か因縁めいたものを感じている。

庭山先生からは、（警察官が二回家宅搜索したにもかかわらず、数日後、一七五・九センチメートルというから私の背の高さほどの鴨居から脅迫状の作成に使われたとする万年筆の見つかった）

石川さんのご自宅はいまでも残してある、いつでも開錠するからと言っていたが、それきりになってしまったのは大変心残りである。事件現場は、当時、狭山市駅（当時は入間川駅といった）からほど遠くない茶畑であつたが、50年近くたつた今日茶畑もなくなつていであろうし、そもそも石川さんの実家がまだ残っているのかもわからない。

石川さんは東京地裁の前で再審請求の活動をしていることがあり、庭山先生のことをお話ししたこともある。いまは、庭山先生のライフワークの一つであつたことは間違いのない狭山事件を検証することで先生の追悼になればと考えている。ご冥福をお祈りする。

# 一般人の目線からの司法制度改革を 生涯通じて訴えた庭山英雄先生

福来 寛 カリフォルニア大サンタクルズ校

庭山先生の笑顔と、大きく堂々と胸を張って歩く姿が、私の目に強く焼き付いています。

庭山先生とは、合宿や例会、二次会の居酒屋と、いろいろな場所でお会いし、お話しする機会がありました。いかなる状況でも、真剣に市民の声に耳を傾け、ご自分の意見を語られていた姿が、今でも深く心に残ります。

毎年、秋の熱海で行われた陪審裁判を考える会の合宿では、イギリスの陪審裁判の歴史や状況について、詳しく発表していただきました。市民の司法参加の必要性を熱舌する庭山先生の姿と情熱に、合宿参加者の多くが圧倒されたのではないのでしょうか。刑事司法改革においては、英国のイングリッドとウェールズで運営されていた当番弁護士制度を紹介し、日本での公設弁護士制度の提言をされたのも、庭山先生でした。

さらに個人的にも、色々な人たちと話し合いをする機会を作っていました。15年ほど前には、埼玉県の被差別

部落に招待され、そこでアメリカの人種差別と冤罪の関係について話す機会を得ました。庭山先生は、狭山事件の根底には部落差別問題があることを初めから指摘していました。米国での弁護士コンサルタントの仕事を通して、冤罪が作られる構造を、私も、直接見てきました。アメリカ社会に内在する、黒人やヒスパニック系住民、先住民、さらには貧民層等のゲットー住民、同性愛者など社会的弱者に対する人種や社会的差別によって、冤罪が構築される仕組みについて報告しました。さらに米国では、庭山先生のように少数ながらも進歩的な弁護士や市民活動家が、冤罪を減らすために地道な努力を日々続けてしている現状も説明しました。

庭山先生は二十代のほとんどを、両親を助けるために色々な労働にいたとおっしゃっていました。その間に労働者や組合活動に直接的に触れる機会があったことは容易に想像ができます。経済的に余裕ができ、京都大学法学部に入学し、

勉強を始めた時は、すでに30代でした。同年代の人たちが勉強している間に、汗を流しながら働いた経験が、その後の先生の民主主義的な思想を構成する考えに反映されたのかもしれませんが。

私が、二年間日本で教鞭をとっている間にも、庭山先生の紹介で、冤罪によって、生徒への性的虐待の嫌疑だけで学校から職を追われた教諭や、差別的刑事訴訟の犠牲者となっている人たちに会い、話を聞く機会も作っていただきました。職業裁判官が審理する裁判ではなく、一般の人が自らの道徳観や良識に基づいて審理する陪審裁判の必要性を痛感したのもその時でした。そして、今もなお、冤罪犠牲者が日本にも多くいることを認識しました。社会的弱者の立場に立って、刑事訴訟の不条理について教えていただき、さらに犠牲者の方々と直接話す機会を作っていました。

一番忘れられないのは、戦前にお父様が不正経理の嫌疑で警察に拘留され、拷問を受けた話です。ある日、父親が突然

帰らなくなり、数日後、家に止まった一台の車から、立つこともままならない父が降ろされ、地面を這いながら家まで入ったのを目撃したというものでした。少年だった庭山先生はその状況が忘れられないと、語ってくれました。政府権力の横暴な振る舞いに、正義感の強い庭山英雄少年は、その時どう感じたのでしょうか。庭山先生が常に市民の、特に弱者の立場から司法のあるべき姿について語るのには、少年の頃の体験が根底にあるように感じました。心より、ご冥福をお祈りいたします。

# 庭山英雄先生に贈る一言

松本 肇 教育ジャーナリスト

私が陪審裁判を考える会に参加したのは1998年、28歳の時でした。同年の春に神奈川大学大学院を修了した私は、指導教授だった萩原金美先生に「大学院を出たからといってそれで勉強は終わりではない。こういう研究会に出て、いろいろな弁護士や研究者に会って、もつと学びたまえ」と言われ、よくわからないまま参加したのがきっかけでした。

当時、例会は東京新聞の会議室で開いていたと記憶しておりますが、当時の私は起業したで売り上げも乏しく、財布



「拷問禁止条約と日本の刑事司法」 東洋大学にて  
2008年6月27日

の中には帰りの交通費しかないという状況が続いていたため、例会の後に行われる飲み会に参加するのが恐怖だったことを覚えていきます。

20代の私にとって、陪審裁判を考える会の会員は、すぐく歳の離れた人たちが多く、専門的な話もさることながら、世間話でさえもまるで異次元の話題のように感じてしまい、毎回のように、場違いなところに来てしまったと恐れおののいていましたが、そんな中で庭山さんは気さくに話しかけてくださいました。

▽死刑事件・冤罪事件の被告人にコピー代に数十万円を支出

1999年、教授だった専修大学の定年を迎えられてから、庭山さんは金ぴかの弁護士バッジを胸にして例会に現れるようになります。以前から弁護士登録をしていたけれど、法律事務所を開いて、死刑事件や冤罪事件の被告人のために活動するとおっしゃっていました。

刑事司法を専門に研究していた研究者という、犯罪者を厳しく追求する側と

いうイメージが強いのですが、庭山さんに聞くと「死刑事件の被告人となった人は、気の毒な人生を送ってきた人も多い」、そして「冤罪事件の被告人も誤った司法に絶望してしまうほど追い詰められた人もいる」といって、上告趣意書を書いたり、再審請求を行ったりされていました。

当時、刑事事件の事件記録など、刑事弁護に必要な資料を入手するためには、1枚40円のコピー代が請求されるため、大きな事件ではそのコピー代が膨大になります。私が驚いたのは、ある事件では20〜30万円ものコピー代を庭山さんが自分で負担したという話です。

そのコピー代は、庭山さんがその事件で国選弁護士として得られる収入をはるかに超える支出でした。公正な刑事司法をになう弁護士が、自腹で負担しなければならぬような制度を持つこの国に対して怒りを覚えると共に、庭山さんの活動に疑問も抱きました。

▽検察とフェアに戦うため

私は率直に「なぜそこまでして凶悪犯罪の犯人を弁護するのか」と聞いたところ、庭山さんはこうおっしゃいました。

「警察や検察は国民の税金で運営され、強大な権力で被疑者・被告人を取り調べなければならない。それに対して被告人は人質(逮

捕・拘留)になっているうえ、国選で依頼できる弁護士には被告人を守るには限界がある。証拠開示も必要だし、保釈も必要、被告人に有利な証拠を集めるための制度も必要。そんな状況で、私が弁護士としてやれることはコピー代を払って資料を読み込むくらいなんだよ」

▽フェアな刑事裁判を実現するために最後まで戦った男

弁護士とはいえ、何もかも手弁当でやれるわけではありません。弁護士として得られる報酬から事務所の維持費を捻出し、一定の生活を維持していかなければなりません。あまりにも負担の大きな手弁当です。

支援者が多い事件ならともかく、普通は経済的に困窮した被告人にいつまでも付き合っていく訳ではありません。死刑事件の多くは、上告審や再審請求で頑張ったところで何とかかなると思えませんが、しかし、庭山さんは刑事司法の研究者として、刑事弁護士として、最後の最後まで被告人や受刑者に寄り添い、フェアな刑事裁判を実現させるために戦った法律家だったのであります。

私はいま47歳ですが、このような偉大な人物にお会いし、交流を深めることのできるかと学ぶことができ、幸せだったと思います。



# ユーモアと気配りの庭山さんを偲んで

高見 優 新潟陪審友の会

## 1 出会い

1986年の「陪審裁判を考える会」夏期合宿（山中湖）でお会いしたのが最初です。庭山さんだけでなくほとんどの人が初対面でした。

私は、理学部で基礎科学の研究―学生運動―公害事件支援―労働運動・市民運動を通して、次第に人権問題に関心を抱くようになっていました。（11月29日、新潟水俣病裁判で原告全面勝訴の高裁判決が出ました。20代から関わった私はもう70歳、でも今なお未解決の事件です。）

そのころ、新潟市の住民情報電算化問題が浮上し、労組の呼びかけで私は事務局長としてプライバシー権を守る市民団体を立ち上げました。そのとき代表となった沢登佳人さん（当時新潟大学教授）から「陪審制度」について話をお聞きし、前記合宿への参加を誘われたのです。

庭山さんは当日、「イギリスの取調べ」と日本の取調べ」を報告されました。

## 2 新潟陪審友の会

夏期合宿に参加し学者・研究者の報告を聴いて、私は日本の刑事司法の問題点についてある程度理解することができました。ただ、合宿では問題の所在を探ることに終始しており、刑事司法をどう改めるのか、そのために国民的な運動をどうするかという議論が全くないことに不満でした。いま思うと、陪審制度に対する捉え方やその意義について、まずは考え方の共有を図ることを優先したからだろうと推察します。

しかし私たちは新潟に戻ると、陪審制こそ市民の手でつくり上げなければならぬと考え、夏期合宿から4カ月後の12月に、新潟陪審友の会を立ち上げたのです。

そして市民講座や講演会、模擬裁判の実施、陪審法試案作成、パンフレットや講演録など出版も行い、裁判員法案に対する提言など活発に活動しました。

（詳細は「市民の手に裁判を」尚学社・1998年を参照）

その後、会員の高齢化もあり、会の活動は次第に停滞していきました。

## 3 エピソードいくつか

香川大学におられた時、ある夏期合宿に女子学生を連れて参加されたことがあります。弁護士になられてからは、巣鴨に接見に行った帰りに会議にいられたことがあり、その様子を語っておられました。学者としても弁護士としてもいつも楽しそうに行動されていたように、私には見えませんでした。

ある年の山中湖・夏期合宿で―、懇親会の途中で「12人の怒れる男」のDVDをみんなで視聴したとき、私は酒に酔いテレビの前で横になって寝てしまいました。翌日、新潟から参加した学生（新潟では、新潟大学の刑事法教官全員が陪審友の会の熱心な会員で、事あるごとに学生に講演会や合宿に参加するよう促していました）の一人が、私に言いました。

「庭山先生は面白い人ですね」と。私が「どうして？」と聞くと、「ゆうべDVDを

見ていたとき、証人尋問のシーンで、目の悪い証人に対して就寝時に眼鏡をかけて寝る人などいませんか？」と問いたただいた場所で、庭山先生が髪入れずに「ここに居る！」と私を指さして叫んだ……と噴き出しながら説明してくれたのです。そんなユーモア精神にあふれる方でした。

後年、私が執筆した岩波書店のジュニア新書「人権読本」（最終章の「陪審制―市民の手で裁判を」）について、庭山さんがわざわざ私に「本を読ませていただきました」と丁寧に話しかけていただきました。目配りされる方です。

同書は、司法制度改革の論議が始まっていたころ、たまたま岩波書店がジュニア新書「人権読本」発刊を企画していたらしく、ある日、私に岩波から突然電話があり、陪審制度について執筆を依頼されたのです。後日、編著者の鎌田慧さんにお会いする機会がありお尋ねしたところ、同書の企画会議において、冤罪事件が繰り返される日本の刑事司法も重大な人権問題であるとしたこと、陪審制度を取り上げたこと、市民による陪審制度だから専門家でない執筆者を探していたこと、新潟陪審友の会の資料や本を読んでいたことなどから、私を岩波に推薦したことを、教えてもらいました。その時、

ようやく岩波からの電話の意味がわかったのです。

4 近年は、庭山さんにあまりお会いできていませんでした。このたび、庭山さん追悼文の寄稿を呼びかけられ、記憶を辿りながら庭山さんを偲ぶことができました。感謝申し上げます。

私たちは、庭山さんの業績・人柄を心に留めて、人権と正義、刑事司法改革の道を共に力を合わせて歩んで行くことこそが、庭山さんに対する供養だと思いません。庭山さん、本当にありがとうございます。

## 庭山先生を偲ぶ

滝田 清暉

陪審裁判を考える会事務局

庭山先生と記すべきかも知れないが、生前、親しく「庭山さん」と呼ばせていただいたので、ここでは庭山さんと記させていただきます。

私が陪審裁判を考える会に入れていただいたのは、四宮さんが事務局をやっていたときである。新聞か何かで「陪審裁判を考える会」を知り、当時、仕事を通じて知り合った弁護士さんにその会について尋ねたところ、自分はその会のことは知らないが、その事務局をやっている四宮さんなら知っている、ということ、その会には誰でも入れるのか電話で四宮さんに尋ねてもらった。

一般市民でも誰でも入れるという答えだったので、常々日本の民主主義について疑問を持っていたこともあり、取りあえず熱海の合宿に参加させて頂いたのが初めての参加であったように思う。

その後、四宮さんがアメリカに陪審制度を学びに留学すると言うことになり、飯室さんが事務局を引き継ぎ、日比谷の中日新聞社の会議室で例会をやるように

なった。それから何年後であったか定かではないが、熱海の合宿に向かう列車の中で飯室さんと一緒に、話している内に、事務局を引き受けて欲しいと言われた。私が、とんでもない、専門家の多い会で、素人の自分が事務局を務められるわけが無いと断ると、飯室さんから、中京大学に転身することが内定し、東京を離れることになるかと打ち明けられ、それ以上断り続けることはできなかつた。

みんな協力するからと説得され、四宮さんが帰ってくるまでという条件、それと、一人では無理なので少なくとも二人体制でという条件を付けるのが精一杯で、引き受けざるを得なかつた。しかし、司法改革で多忙となる帰国後の四宮さんの事務局復帰はならず、3人の代表からも、全面的に協力してくれると言うことが告げられた。

振り返れば、司法への市民参加の検討委員だった四宮さんを中心とする市民派の検討委員を支援するために、みんな本当に一緒になれたように思う。「裁判員

制度つくり会」を軸に、各団体が名を連ね、最高裁に意見書を出したり、法務大臣に面談したり、報道関係者と会談したり、今思えば、本当にみんなの熱気はたいしたものだった。

今まで黒沢さんと共に、そして皆さんのご協力のもとに事務局を何とかやってきたが、これには3代表、中でも、庭山さんが例会には必ず出席してくれたという、大きな協力があつたからこそできたように思う。全く、この徹底したご協力には、今でも頭が下がる思いがある。

庭山さんには、個人的にも色々とお世話になつた。その第一は、庭山さんが伊藤塾で事務所を開いていたときのことだ。「伊藤塾を経て司法試験に合格した合格者から希望者を募って、ヨーロッパツアーを開催するのだが、滝田さん一緒に来ないか？ 奥さんと一緒にもいいのだが。」と誘って頂いたことだ。2002年1月27日から2月3日まで、7泊9日の伊藤塾スタディツアー、約15年前のことだ。

コペンハーゲンで、デンマーク弁護士会と市裁判所を訪問 ↓ ロンドン3日間で、高等裁判所、Law Society、中央刑事裁判所等を訪問、リンカーンズ・イン等見学 ↓ パリで参審制（フランス人は陪審制という）視察、という日程で、「滝田さん、ロンドンではサー・マイケルと会談できるように交渉している。サーの称号を持っている人とは、なかなか会えないんだよ。」と子供っぽい勧誘をされたことを覚えている。

ツアーでは、庭山さんが早足で歩くその元気に驚いたが、自分も今は、あのかの庭山さんの年齢を越えたのかと、感慨深い。

デンマークの裁判所では高等裁判所の所長さんが会ってくれたのには驚いたが、日本でも今なら、少なくとも知財高裁の所長さんなら、外国からの訪問者と面談するかも知れないと思うと、その意味でも隔世の感がある。当時、デンマーク高裁の所長さんがわざわざ、自らで迎えてくれたのは、日本で実現しそうな裁判員制度に注目していたからだと思う。

当時、デンマークでは陪審制度の見直しをしていた。理由を聞くと、結論を出すまでの時間とお金がかかるという、財政上の理由だということだった。理論的

には、陪審制度の方が良いと考えているように見えた。

残念ながら、今年になってからだったと思うが、デンマークの陪審制度がなくなったというニュースが流れた。完全になくなったのかどうか詳細は把握していないが、気づかれていれば、庭山さんも残念な思いだったのではないかと思う一方、もしかしたら、日本でも、陪審制度を復活させて、裁判員制度と併用すれば良いとの意を強くされたかもしれない。その可能性については、生前庭山さんと確認し合ったことがある。

個人的にお世話になった第二は、庭山さんが弁護士として仕事をされるようになってまもなくのことだったと思うが、事務所分裂に伴うトラブルで、庭山さんに代理人を引き受けて頂いたことだ。庭山さんは少し戸惑われたが、訴状や準備書面は自分で書くから、それを修正してくださいとお願ひした。結果は完勝であった。

庭山さんは、当番弁護士制度を導入された功労者であるので、国選弁護の依頼があれば断られなかったようであるが、なかなか思い通りには行かなかつたようである。後日、私の件を思い出し、しみじみと、あれは完勝だったと言われたのが印象深かつた。

今年3月に電話で話した時には、声は大きく元気な様に思えたのだが、「滝田さん、とうとう外に出られなくなつてしまったよ。」と弱音を吐かれたので、「先生、少しでも歩くように努力した方が良いですよ。」と申し上げたばかりだったので、訃報には本当に驚いた。

奥様は、「頑固で、がまん強いひとだったから、本当に耐えられなくなるまでがまんしたため手遅れになり、あつという間に亡くなつてしまいました。」と言われたが、庭山さんらしい亡くなり方だったと思う。

庭山先生のご冥福をお祈り致します。

しかし先生はその後にも冤罪運動に熱心で、1996年からは日弁連刑事弁護士センターの一瀬敬一郎弁護士が献身的にアレンジしていた「目撃証言研究会」（実質は冤罪問題研究会）では、長年一緒にすることができた。庭山先生はこの研究会で学者顧問のような存在で、皆から慕われていた。

一般市民も参加できる貴重な研究会だったのが、予算のことなどでそれまで通りには行われなくなり、2011年に改組された年1回程度の研究会に、庭山先生がいらつしやることもなくなり、最後にお会いした東京弁護士会の刑事弁護士委員会では、寡黙になつておられたのが気になつた。

ご体調が良くないとは仄聞していたが、寝てはいらつしやるが、お気持ちは元気だとお聞きしたので、去年は拙著をお送りしたが、いつものあの特徴のある文字でのお返事はなかつた。

しかしこんなに早くお亡くなりになるとは思つてもいながつた。もう一度お会いしてお話ししなかつたことが悔やまれる。

代用監獄廃止と冤罪撲滅運動に捧げられたご生涯。

深くご冥福を祈ります。

(19頁の左下から) 05年には、日弁連は拘禁二法案と同じ内容の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇法」を成立させてしまい、庭山先生と長嘆息した。



# 庭山先生は代用監獄・冤罪撲滅運動の同志

五十嵐 二葉 弁護士

## 1 外国アンケート

先生との最初の出会いは、代用監獄に関する外国アンケートだった。

実務修習が検察から始まった私は、手錠をかけられた手に昼食のコップパンが入ったビニール袋を握って、取調べのために検察庁の廊下を腰縄で引かれていく被疑者の姿にショックを受けた。

東京地検では当時、取調べ修習は大部屋で集団で行われていて、被疑者が連れて来られるとまず大声で怒鳴りつけるあの検事の声我每天響いていた。検事が被疑者に向かってまず発するはずの「黙秘権の告知」が皆違っていて「黙秘権というものがある。だけど喋らなければわからないからな」「お前はちゃんと喋るよな」等々、全く告知しない検事もいた。私は試験勉強で読んだ刑事訴訟法の本とのあまりの違いにまたショックを受けた。

秘権をどう告知しているか」の特集を組んだ。

修習生になるとすぐに入会した刑法学会の大会にその号を持って行って1冊500円で売った。刑事法学者はこういう現実を知るべきだと思っただけだ。紹介を受けていた平野龍一先生に持つていくと5冊買ってくれた。田宮裕先生も買ってくれて、これは代用監獄問題の一つですねと言われた。

代用監獄は教科書にも書いてあったが、なぜか近代的な刑事手続とは異質だと感じていたので、調べてみようと思つて最高裁の図書館まで探したが、きちんと書いてある文献は無かった。

そんなことで弁護士になるとすぐ、東京三合同代用監獄調査委員会に入ったが「接見室に弁護士用の筆記設備がない」などの「調査」しかしてなくて、代用監獄とは何なのかの本質については何もわからない。いったい他の近代国家もこれと同じことをしているのか？調べてみたいと思つた。そこで田宮先生にご相談

すると「それは面白いですね」と言つて若手を中心に数人の学者のチームを作つて下さった。中に庭山英雄先生（と

井上正仁氏）も入っていた。チームは、私が作つたアンケートを英訳し、各国の宛先を決めて発送し、帰ってきた回答を日本語に訳す作業をして、1972年に三合同代用監獄調査委員会から冊子を刊行することができ、これによつて「代用監獄は日本だけ」の事実を明らかにすることができた。

## 2 ハンブルク会議

学者チームの中で、作業が終わつても何かと連絡が絶えなかつたのが庭山先生だった。

1979年、庭山先生から、ドイツのハンブルクで開かれる国際刑法学会で、代用監獄を訴えるスピーチをしないかと誘われた。前年の準備会議で、自分がこれを議題にするようにアレンジしておいたので、本会議でスピーチして代用監獄反対決議を取ろう、というのだ。「え？

なんで庭山先生ご自分でしないのですか？」と言つたが「弁護士がした方がいい」ということだった。

国際刑法学会は、フランスの学者が始めた学会で、スピーチはフランス語でもいいというので原稿を作り、ネイティブに見てもらつてコピーを沢山用意し、一緒にパリを経由、ユーローレールでハンブルクに行った。

日本からは石原一彦最高検総務部長（当時）が代用監獄必要論のスピーチをするので、日本人参加者の間で、両方やめた方がいいとか、平野先生にご相談するなどいろいろな経緯があつたが、結局両方のスピーチが行われて、第三部会決議（後に「ハンブルク決議」と呼ばれて国際文書の一つとなつた）7条e項（代用監獄違法）が採択された。

会場の廊下で石原氏から呼び止められ「あんたはいい。あんたはいいが、庭山は許さんと言つとけ」と言われた。庭山先生からは、会場では接触を避け、離れて座ること、を言われ、そうしていたのだが、法務省はそれくらいのことでは「共謀」関係を見逃さないということか。

なぜ「あんたはいい」のかは今も分からないのだが、庭山先生に話すと、顔を曇らせられたので、あつと思つた。1週間の会議が終わり、解散になると、日本

の学者の方々が、石原部長の前に列を作って一人ひとり丁寧に挨拶してから帰る姿を見て、刑事法学者の法務省との関係に目を開かれた。

「弁護士がした方がいい」という意味はこれだったのか、とわかった。

代用監獄廃止を言うことは、法務省の考え方では、日本の国家に弓を引く行為であり、法務省の傘下にあるべき刑事法学者のしてはならない行為なのだろう。その中で、あえて予備会議で代用監獄問題を提示して、私にスピーチをさせるようにアレンジされた庭山先生の志を、他の学者方もまねてほしいと、亡くなられた今改めて思う次第だ。

庭山先生はその後香川大学に赴任され「なんと石原さんが香川高検の検事長で来たんだよ」とこぼしておられた。

### 3 共著など

庭山先生も私も、論文を書いたり、勉強会をするなど、いろいろなところで代用問題を知ってもらおう運動をしてきた。私は田宮先生に言われて72年第50回日本刑法学会の全体会で、代用監獄についての報告をさせていただくなどとして、代用監獄についての論稿も増えたところで、庭山先生から共著で代用監獄の本を出そうと言われ、『代用監獄と市民的自

由』成文堂1881年を出していただいた。

「市民的自由」というのは、国連「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（自由権規約）から取ったタイトルで、少なくともインダストリアル国家で確認された結果では「日本にしかない」代用監獄は、自由権規約9条に違反するだけでなく、自白強要Ⅱ供述の自由違反から、精神の自由、ひいては自由権規約が保障する全ての市民的自由をも侵害する装置だという意味だ。私がおののけ国際人権にかかわっていったのも、庭山先生との代用監獄廃止の国際的活動の中から始まったことだった。

99年には、庭山先生の古稀記念論文集『民衆司法と刑事法学』現代人文社に参加させていただいた。その出版記念会で、先生が挨拶をされたとき、言葉どおりには覚えていないのだが、成人する過程で不幸だったという意味のことを話された中で突然言葉を詰まらせて嗚咽された。

それまで先生は、ご自分の出身については「僕は伊勢崎の機屋の息子で」という以外何も口にされたことがなかったのだ、とても驚いたのだが、その意味が分からないうちにまたあった。今回福来先生が書かれた追悼文を拝見して、少年時にお父

様が警察で拷問を受けたりなどの不幸な体験をされたことを知った。

代用監獄は庭山先生にとって、子ども時代からの存在をかけて戦うべき敵だったし、司法は「民衆」のものでなければならぬという思いは、先生が法律、それも刑事法を生涯の仕事にされた原因だったのだ。

庭山先生は、刑事司法を市民のものにするために、生涯をかけられた方だったと思う。

### 4 陪審裁判を考える会

日本テレビに「イレブンPM」という長く続いた深夜番組があった。

アダルト向きだったが、硬派のアイテムを取り上げることも知られ、時期の記憶があまり定かではないのだが、たぶん1983年ごろ、一晩分の全時間を使って代用監獄を取り上げるからと出演依頼があった。

代用監獄の問題点をきちんと取り上げてくれたその番組に、アメリカ統治時代の沖繩での陪審裁判に陪審員として参加した経験を書いたドキュメント『逆転』に書いて作家となった伊佐千尋さんも一緒に招かれていた。

伊佐さんはとても情熱的な人で、番組を終わった後で『逆転』の経験から「陪

審裁判を考える会という会を立ち上げたんだ、あなたも入って」と誘われて入会した。

会合に出て見ると、なんと庭山先生も会員になって出席されていた。それから頻りに開かれた陪審の会の会合や合宿で一緒にすることになった。山中湖のホテルでの合宿の後、近くの私の山小屋に寄せられたこともあった。

当時は袴田事件の一番裁判官で無罪を主張して合議で敗れ、裁判官をやめておられた熊本典道氏や元最高裁判官の矢口洪一氏など多彩な人々が参加して、レベルの高い、そして伊佐さんの情熱にあおられた面白い議論の場だった。

陪審の模擬裁判をしたりで、庭山先生も欠かさず楽しそうに参加されていた。

### 5 その後

一方、私は日弁連で1979年代用監獄廃止実行委員会の立ち上げに参加した。代用監獄の恒久化反対が日弁連の方針となり、80年、刑事施設法・留置施設法の拘禁二法対策本部となり、反対運動で、法務省・警察庁と「団体交渉」を続け、「双子の法案」二法を5回にわたって廃案にした。しかしその後日弁連の担当者が変わり、東京三代会用監獄調査委員会も閉鎖されて、(17頁の下に続く)

# 裁判員の過剰な負担

田口 真義

裁判員経験者

るべきだろう。

「量刑の上級審での変更」

裁判員法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）附則第9条には施行後三年を経過した時点で、「必要があれば所要の措置を講ずる」とある。昨年、法制審において現行裁判員法に対する改正点の答申がなされた。見直しの柱として、「一年を超えるような」超長期裁判を裁判員裁判の対象から除外する」といったものがある。その論旨は、「裁判員の負担が大きいため」というが率直に違和感を抱く。日々、忙しい中集められる一般市民への時間的拘束を考えたうえでの思案にはうなずける。だがしかし、その一側面だけを見て検討すべきことだろうか。

そもそも、自身の経験から刑事裁判、ことに裁判員裁判はいつたい誰のために開かれているのか、という疑問がいまだにくすぶっている。「(刑事)裁判は被告人のためにある」というのが明快な答えであろう。決して裁判員のためにあるわけではない。そのことをどれだけ市民が理解できるかがこの問題の道標になる

と考える。ただし、「いつ被告人になるかわからない私たち市民」のための裁判であるという広義の視点で捉える必要もある。つまり、被告人としても裁判員としても裁判に関わるかもしれない市民の負担を軽減する方策が必要な問題といえる。

個人的な見解だが、被告人として裁かれる立場の市民の負担（ことに冤罪だった場合は甚大だ）を考えると裁判員として参加する市民の負担など考慮する必要があるのだろうか。長い人生の中で、たった三日間、一週間、一月、あるいは半年の時間を自分以外の誰かのために使うことは尊いことではないだろうか。その一生のうちわずかな時間を誰かのために費やすことを拒む人や社会を不寛容と呼び、東日本大震災をはじめ災害時に日本中を席卷したボランティア運動は偽善ということになる。あるいは欺瞞だろうか。もう一点、本質的な問題を指摘したい。公判期日とともに長期化する公判前整理手続きの問題である。第一に公判前

整理手続き自体が法曹三者による非公開のもので、一般公開はおろか裁判員にすら知らされない極めて不公正な手続きであることを念頭に置いたうえで、争点や証拠の精査峻別をすることで公判期日ができるかぎり短くして裁判員の負担を軽減し、裁判員にわかりやすくするための作業であると了解している。端的には事件の矮小化である。

この公判前整理手続きにかかる期間は、制度施行当初より着実に伸長しているのが事実である。つまり、公開の（裁判員）裁判の期日を短く絞り込むために非公開の公判前整理手続きがどんどん長くなっているということ、それはまさに本末転倒とも言える顛末である。そして長期裁判においては、通常の裁判に比して整理する論点が多大になるためさらなる公判前整理手続きの長期化が想像に易い。被告人が身柄を拘束されている事件だとするとその負担はいかばかりか・・・適正手続きという言葉の意味を被告人になるかもしれない私たち市民はもつと知

すでに五年が経過し、六年目を迎える裁判員裁判において多くの事件が上級審の判断を経て確定したり、違う判断が下されたりしている。中には差し戻され、二度目の裁判員裁判を行った事案もある。裁判員制度という歴史を積み重ねていく中ではごく自然なものだと受け止めている。そのような中で、一番の裁判員裁判の判決と違う判断、特に減刑されるような事案に対してマスメディアをはじめ専門家までもが過剰な反応を示す現象に極めて単純な疑問を抱く。

「市民（裁判員）が悩み抜いて下した判断をプロ（裁判官）が簡単にひっくり返してよいのか?!」というのが論旨である。我が国は近代司法における三審制を採っているのではなかったのだろうか。主権者である市民が参加したからその判断が絶対で、上級審の裁判官が異論を述べるなどんでもないというのであれば、それは三審制を否定することになる。ここにも「被告人になるかもしれない私たち」という視点の欠如が如実に現れていると指摘したい。「裁判員様」が下した判断を受け入れることが被告人の運命であるならば、もはや日本は法の支配



# 陪審裁判を考える会に参加して

飯 考 行 専修大学

が機能している民主国家とは言い難い。あるいは不寛容なだけであろうか。

やはり個人的な見解だが、裁判員も裁判官も、何より広く一般社会も「人は間違えうる動物である」という観念を共有できないのだろうか。一審と二審の判断が違えたとしてもそれを尊重し、謙虚であることが「ひととして」あるべき姿ではないだろうか。そして、自分と他人との違いを認め合い尊重し合う謙虚な社会こそが民主主義の発想ではないだろうか。

総じて本論については利己ではなく利他の精神に立てば揺るがぬ結論を見出せるものと考ええる。

以上においては裁判員経験者である筆者のあくまで私論であり、裁判員経験者の総意では当然なということをご留意されたい。しかしながら、民主制と多様性を標榜するこの社会において一個人の意見が海容されることを切に願いたい。

(この原稿および次の原稿は、提出されてから時間が経ちました。これらは2014年に作成されたものです。お詫びして、掲載します。編集担当)

法社会学を専攻し、市民の司法参加には、とりわけ裁判員制度が提唱された頃から関心を持ち、本会について、1980年代から活動が続けていることは知っていた。しかし、あいにく接点はなく、伝説の会という印象であった。関東を離れていた時期もあり、実際に研究会に参加させていただいたのは最近のことである。アメリカの法社会学会で面識のある、カリフォルニア大学の福来先生が報告されると、どこかで聞き及び、所用により残念ながら例会には間に合わなかったものの、懇親会に合流させていただいた。それが、本会の方々にお目にかかった最初であった。

その懇親会にいらした方々のうち、数名とは以前より面識があった。私は大学院時代に日弁連で当時進行中の司法改革の研究を行っており、四宮弁護士は上司にあたる方であった。飯室さんは、記者をされていた頃、日弁連や司法改革関連のシンポジウムで、一方的にお見かけしていた。齋藤先生には、弘前大学へ赴任

した時期に企画したシンポジウムへお招きし、ヨーロッパの参審制度についてご講演いただいた。見知っている方々がいらして親近感を抱くとともに、その懇親会の席で、昔は合宿研究会を開催して、矢口元最高裁長官も参加されたというお話などに触れて、あらためて本会に関心を持つようになった。

その後、異動した専修大学で、裁判員制度に関するシンポジウムを開催した折、本会の滝田さんにご来場いただき、再びお目にかかった。そして、本会の例会がまた行われ、学会などで面識のあった新倉先生と、齋藤先生が報告されると聞き及び、貴重な機会と思い参加させていただいた。

前日に、「裁判員ラウンジ」と称する、裁判員経験者や市民の交流の場を開催したが、例会にも、裁判員ネットの坂上さん、専修大学生で裁判員ネットインターの那須さん、速記官制度を守る会の奥田さん、裁判員経験者の田口さんなど、前日の参加者と重なる顔が見えて、個人

的には連続企画のような感じがした。報告では、新倉先生より裁判員裁判の量刑で求刑と判例を基本的に尊重すべきとする最高裁判決が、齋藤先生より裁判員経験者による福島地裁での国賠訴訟判決が、それぞれ検討され、いずれも関心を持っていただけたので、意見交換を含めて勉強させていただきました。

以上のような成り行きで、個人的には伝説であった本会に、いつの間にか関わらせていただくことになった。私は、裁判員裁判にも利点があると考えており、陪審制度が最も望ましいという意見では必ずしもないが、また機会があれば、例会などで学ばせていただければありがたい。また、近年発足した裁判員関連の市民団体や、大学などと、活動の歴史と人脈ある本会が接続し、連携して研究や活動が展開することで、市民の司法参加に関する議論が社会でより幅広く行われ、司法参加の裾野が広がれば、望ましいと思われる。

# 庭山英雄と民衆司法

新倉 修 弁護士・青山学院大学名誉教授

あえて敬称を省く。庭山英雄は1929年の正月に生まれた。私は1949年の正月生まれだから、ちょうど20年の差がある。その間には、大戦を挟んで時代の激変があり、日本における陪審裁判の実践と停止という15年にわたる民衆司法の歴史と「夭折」がある。

など、磯部四郎の日本近代法に対する貢献は目を見張るものがある（新倉修「日本におけるフランス法研究——刑事法」ジュリスト1396号（2010年）88頁以下参照）。

ところで、原敬内閣で進められた「陪審法」には、推進役が何人もいた。その一人に、明治初期の司法省法学校2期生であった磯部四郎という元法務官僚がいた。富山県出身の磯部四郎は、若くして政府給費留学生としてパリ大学に学び、学士となって帰国後、大木喬任司法卿の懐刀になり、「陪審法案」を起草したものの、井上毅らの反対にあつてあえなく廃案の憂き目に遭った。しかし、時の大審院長・児島惟謙を巻き込んだ「弄花事件」に関係して大審院検事を辞して在野法曹となつてからは、弁護士会の規則の整備や刑事弁護権の拡充と刑法改正作業への関与、大逆事件の弁護などと並んで、陪審制度導入の旗振りをつとめ

さて、大正デモクラシーの成果であつた「陪審法」は、昭和18年に「大東亜戦争の終結まで当分の間」施行停止となつたが、戦後、憲法が制定された後にも、裁判所法第3条第3項で言及されたものの、復活することはなかった。デュエロプロセス論を掲げて戦後刑事訴訟法学を牽引した田宮裕や三井誠によれば、現行の刑訴法は当事者主義化・英米法化などと特徴づけられるが、この指摘には穴がある。というのも、英米法では事実の審判者は官僚裁判官ではなく、陪審であり、しかもアメリカ連邦憲法には被告人に陪審裁判を受ける権利を保障しているのに、日本の刑訴法にはこの種の規定はかきさらし見あたらない。英米法化という指摘が正しいとしても、いまだ途半ばということになる。そうであればこそ、平

野龍一にならつて強力に当事者主義や弾劾的捜査観を支持した庭山英雄にも、このような点に違和感や異論が当然あつたと思われる。それは、代用監獄批判についても表だつた批判はせずに、国際世論の喚起を示唆した平野龍一に対して、公然と代用監獄批判を展開し、さらには当番弁護士制度の紹介と提案、公設弁護士事務所への推進に向かつた庭山英雄が、決定的に平野龍一と方向性を違えたのは、まさに陪審裁判の導入をめぐる問題だつた。衆知のように、平野龍一は確かに団藤古稀論文集で日本の刑事司法が絶望的だと論評したけれど、具体的な解決策は、陪審裁判の導入ではなく、精密司法論を掲げて裁判員裁判の推進役を勤めた松尾浩也に呼応して、参審制の導入による「核心司法」の実現という意味不明なスローガンでしかなかった。また、大阪の陪審裁判を復活する会と呼ばれて、佐伯千仞と対峙した平野龍一は、陪審復活論が民意に阿る曲学阿世の言であると極論し、佐伯千仞の厳しい反論に逢着することになつた。こう見てくると、庭山英雄を掲げた民衆司法という司法像は、この分水嶺を画する総括的な立場表明に他ならず、冤罪支援を始めとする刑事弁護活動への庭山英雄の関与は、その誠実な実践の記録だつた。

われわれは、庭山英雄が提唱した民衆司法の理念が、民主主義と人権尊重を融合する新しい刑事司法制度を国民的基盤の上に築くものであることを改めて確認し、司法制度改革本部がまとめた3本柱の一角を占める「司法の国民的基盤の拡充」の方策として、不十分なものの、裁判員制度が採択されて、見直しの機会を設けることによつて、官僚司法制度の中で「干物」とならないように配慮されていることに注視すべきであろう。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律は、その目的を掲げた第1条には「司法の国民的基盤の拡充」という言葉が取り入れられていないものの、附則第2条（施行前の措置等）にはつきりと、「政府及び最高裁判所は、裁判員の参加する刑事裁判の制度が司法への参加についての国民の自覚とこれに基づく協力の下で初めて我が国の司法制度の基盤としての役割を十分に果たすことができるものであることにかんがみ、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならぬ」と定めている（傍線は筆者）。司法官僚による修文の技に驚嘆しつつも、庭山英雄があの目玉を剥いて、民衆司法の実現を熱く願つた所信を、今こそ肝に銘じるべきである。

# 陪審裁判を考える会と庭山英雄さん

黒沢 香

陪審裁判を考える会事務局

合宿について

最初に「陪審裁判を考える会」の合宿に行ったのは、私が千葉大学に就職した年のことであるから1988年で、場所はホテルマウント富士である。会の事務局をやっていた四宮啓さんに連れられていき、合衆国の陪審裁判のことを発表したように思う。

2年目のとき、バス停からホテルまで歩いて登ったのだが、汗を拭きながら同じように登っていたのが代表の一人、後藤昌次郎さんだったことをよく覚えている。もちろん、どちらの年にも庭山英雄さんがいたのであるが、あいにく記憶にない。庭山さんのことから、富士山を登る明かり（頂上近くの懐中電灯の光がホテルから見えたのである）を見ながら明け方まで、いろいろと議論していたに違いない。

合宿場所のホテルが変わり、ホテルマウント富士から、同じ系列の忍野にあったホテル、次は熱海のホテル（現在の熱海シーサイドスパ&リゾート）となつ

たが、これらは代表のもう一人、伊佐千尋さんの紹介だった。それから、誰か（たぶん飯室勝彦さん）の紹介でリゾートピア熱海や、何かの犯罪の舞台になり今はい岡本ホテル、そして沼津市の「はまゆう」に行ったのを覚えている。最後のものは国家公務員組合の宿だから、私が世話をしたのかも知れない。

最高裁判所の元長官や、その後の政交代で法務大臣になった、民主党の2人が、どこかの合宿会場に行ったか、私の記憶であまりはつきりしない。2人のうち最初の人は沼津に行ったと思う。事務局長の滝田清暉さんが、わが会の合宿に呼んだとき、その人が「陪審裁判を考える会は立派に続いている」と言ったというのが記憶に残っている。肝心の庭山さんがそういう出席者に対して、どういう対応をしたのか、覚えていない。

横浜の開港記念会館でも「合宿」を、松本肇さんのお世話で何回か開いている。私は皆勤で庭山さんもそうだったと思う。最初は他の幹事（たとえば、沢田

美佐子さん）のお世話にもなったが、あとのほうでは、私も中心的に働いていた。庭山さんと言えば、あまり口を出さずに、参加していたように思うのだが、はたしてどうだったのか、申し訳ないけど、あまり記憶にないのである。

例会とその会場について

毎月の例会は、最初は青学会館の部屋を借りていたが、そのうち、日比谷公園そばの中日新聞東京本社ビル（飯室さん）、早稲田大学そばの出版社事務所として新宿の滝田さんの事務所やその近くの貸し会議室となった。そして私が東京に行つてからは東洋大学のあちこちで開かれたし、私の退職後は國學院大学（四宮啓さん）、専修大学（飯考行さん）、青山学院大学（新倉修さん）が使われた。

庭山さんは東京に戻つてからは、いつもいたと思うのだが、あまり記憶にない。東洋大学では庭山さんはいつもはじめに食堂を使っていたようだが、一度もいつしよに行つたことがなく、詳細は分から

ない。集会のたびに学生食堂のほうから、現れたことが多かったように思う。

何度か松本肇さんの企画があった。そのうちのひとつは、著名なジャーナリストの岩上安身さんが司会をして、元枚方市副市長の小堀隆恒さん、元福島県知事の佐藤栄佐久さん、そして元検察官の郷原信郎弁護士の4人によるシンポジウム「検察の、捜査の名を借りた人権侵害を問う」だった。松本さんはすごい人たちを連れてきたものである。これを第1部として、第2部は四宮啓さんの出番で「我が国で『裁判員制度』が運用されて」だった。私も体調がゆっくり快復していった時期で、東洋大学で開かれていたので、出席だけはしていた。これは（泊まらな）合宿だったようである。

松本さんはいま会のホームページを維持している。その中で、ビデオをいくつか撮っているが、東洋大学でのものがだいたいある。どんな内容だったのか、申し訳ないけど、あまり記憶に残っていない——私がかかった病気のせいである。

出版などについて

庭山英雄さんは「法と心理学会」の最初の名誉会員だと記憶している。とにかく、私もいろいろとお世話になった。いちばん最初は庭山さんも編著者だつ



た「日本の刑事裁判 21世紀への展望」(大塚喜一弁護士在職30周年祝賀記念論文集、現代人文社、1998年)で、私もその中の1章を書いている。次は、「同一性識別の法と科学——刑事事件における同一性識別証拠に関するデブリン・レポート」(信山社、2000年)。これは英国で出された「報告書」の翻訳であるが、私は担当章の翻訳の他、いくつかの駄文を付け加えている。

そして、「マクマーチン裁判の深層——全米史上最長の子どもの性的虐待事件裁判」(北大路書房、2004年)の翻訳で、この本の原書は福来寛さんも書いている。庭山さんは私に第1編著者を譲ってくれたが、私の仕事ぶりを庭山さんが認めてくれたということなのである。もつとも、これには後日談がある。あるとき、この裁判をおかしいと考える「日本人」に会った。つまり、「虐待はあった」と考える人たちである。それが合衆国だけでなく、日本にもたくさんいたということに衝撃を受けた。その人はこの本が翻訳されていることは知らなかったようだし、もちろん、このことは庭山さんには言っていない。

## 会報とメーリングリストについて

さて、会報「陪審裁判」の18、19、

20号が私の編集で出ている。18号が

2007年5月で、19号が12年3月、

20号が13年4月である。そのうち、

19号と20号が庭山さんの書いたもの

で始まっている。19号が後藤さんの追

悼号、20号が30周年シンポジウムを

特集したものである。今21号が庭山英

雄さんの追悼号になったのは寂しい。

またメーリングリストは私が管理して

いるが、今年になって庭山さんのアドレ

スにエラーが出るようになった。確かめ

てもらおうとメールなどのためには、もう

パソコンを使っていないという。だから

3月末にリストから庭山さんを除いた。

そのあと、まもなく訃報があった。

庭山さんは学会では有名な人だったか

も知れないが、私の知っているのは、い

つもニコニコと好人物だったような気が

する。私は怒られたことがない、という

か、そういう記憶がないのである。ご冥

福を祈るとともに、庭山さんの考えてい

た裁判・司法に近づいていきたいと思う。

## 陪審裁判を考える会記録

### 2007年

#### ●陪審裁判を考える会4月例会

小例会・事務局会議

日時：4月20日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11号教室

テーマ：今後の活動について

#### ●裁判員制度・陪審制度研究会(東洋大学)

／陪審裁判を考える会 共催

#### 2007年前期 月例研究会

「裁判員制度とメディア報道を考える」

日時：5月18日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11号教室

講師：五十嵐二葉弁護士

テーマ：「裁判員制度とメディア報道に

おける論点」

#### ●2007年前期 月例研究会

「裁判員制度とメディア報道を考える」

日時：6月8日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11号教室

講師：山本僚子さん(ハワイ大学マノア

校大学院 社会学部)

テーマ：外国人犯罪と報道／福岡事件を

中心に

#### ●2007年前期 月例研究会

「裁判員制度とメディア報道を考える」

日時：7月20日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11号教室

講師：飯田裕美子さん(共同通信社会部)

テーマ：裁判員制度と報道／自主ルール

づくりの現状と課題

#### ●裁判員制度・陪審制度研究会(東洋大学)

／陪審裁判を考える会 共催

日時：8月4日土曜日午後、および

夏合宿(夏の勉強会)

5日 日曜日

場所：東洋大学3号館3205教室

8月4日土曜日 集合時間午後1時半

開始時間2時・事務連絡のあと

(1)午後2時15分

「裁判員制度とメディア報道」

(2)午後5時 「個別報告」

(3)午後6時 「陪審裁判を考える会会務」

(4)午後6時半 「懇親会」

8月5日日曜日 集合時間午前9時半

(5)午前9時40分

「討議民主主義をめぐって」

(6)午後12時半 「昼食」

(7)午後2時

「市民のための裁判員制度を作り

上げるために」

(8)午後5時 終了・解散

#### ●日本心理学会大会公開シンポジウム

「裁判員制度とメディア報道を考える」

日時：9月19日水曜日午前10時

場所：東洋大学白山キャンパス5号館地

下 井上円了ホール

話題提供：五十嵐二葉さん（東京弁護士会）、浜田寿美男さん（奈良女子大学）、臺宏土さん（毎日新聞）、小城英子さん（聖心女子大学）

午前：布川事件の弁護人と元被告人  
午後：基本講演「死刑判決文を書く想い」

熊本典道氏（元裁判官、袴田事件）  
名張・毒ブドウ酒事件、JR浦和電車区事件の各弁護士

「市民による司法と、情報や教育のはたす役割」  
四宮啓さん（早稲田大学、弁護士）  
「新しい裁判制度と、裁判員の心理的負担について」

場所：日弁連（東京弁護士会4階弁護士控室受付）  
●陪審裁判を考える会10月例会  
日時：10月24日金曜日午後6時  
場所：東洋大学5号館5502教室

司会：黒沢香（東洋大学）

\*陪審裁判を考える会主催ではありません。

●陪審裁判を考える会10月例会

日時：19月19日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11教室

話題提供者：黒沢香（東洋大学）

テーマ：「陪審研究に関するペンロッド教授の講演について」

五十嵐二葉弁護士

「裁判員ビデオのどこが問題なのか」

●陪審裁判を考える会11月例会

日時：11月16日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11教室

講師：伊藤和子弁護士

テーマ：「誤判を生まない裁判員制度への課題 アメリカ刑事司法改革からの提言」

公開シンポジウム

「冤罪は、いつまで続くのか」

専修大学・今村法律研究室主催

日時：2007年12月1日土曜日

午前10時半から4時まで

場所：専修大学神田校舎302教室

司会：庭山英雄弁護士

\*陪審裁判を考える会主催ではありません。

●陪審裁判を考える会12月例会忘年会

日時：12月21日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館地下5B11教室

講師：五十嵐二葉弁護士

テーマ：「一つくられつつある一裁判員制度に欠けているもの」

2008年

●東洋大学21世紀ヒューマン・インテラクション・リサーチ・センター

公開シンポジウム「裁判員の心理的負担：理解とケアに向けて」

日時：3月8日土曜日午後2時～5時

会場：東洋大学6号館6101教室

パネリスト：Robert Prechtさん（ニューヨーク州弁護士）

「裁判員制度の導入：一般市民の理解と参加意欲」

Ann W. Reedさん（ウイスコンシン州弁護士）

「アメリカ人と陪審員 ストレス：陪審士の役割」

神谷説子さん（The Japan Times記者）

司会：黒沢香（東洋大学）

\*陪審裁判を考える会主催ではありません。

●陪審裁判を考える会5月例会

日時：5月30日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11教室

講師：新倉修さん（弁護士、青山学院大学）

テーマ：「死刑事件と裁判員による裁判」

●陪審裁判を考える会6月例会

日時：6月27日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館地下5B11教室

講師：庭山英雄さん（弁護士、陪審裁判を考える会・代表世話人）

テーマ：「拷問禁止条約と日本の刑事司法」

●陪審裁判を考える会7月例会

日時：7月18日金曜日午後4時半

場所：東洋大学5号館地下5B11教室

福来寛さん（カリフォルニア大学）

を囲んでの座談会

講師：四宮啓さん（弁護士、早稲田大学）

テーマ：「陪審制度と裁判員制度：基本に戻って」

●後藤昌次郎さんのビデオ撮り

日時：9月30日火曜日午後1時

場所：日弁連（東京弁護士会4階弁護士控室受付）  
●陪審裁判を考える会10月例会  
日時：10月24日金曜日午後6時  
場所：東洋大学5号館5502教室

内容：最高裁の裁判員制度広報ビデオ「審理」鑑賞

●陪審裁判を考える会11月例会

日時：11月21日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11教室

講師：庭山英雄さん（弁護士、陪審裁判を考える会・代表世話人）

テーマ：「痴漢冤罪事件について（毎日放送ビデオも見ました）」

●裁判員制度・陪審制度研究会（東洋大学）

陪審裁判を考える会 共催

12月例会と忘年会

日時：12月19日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11教室

講師：伊佐千尋さん（作家、陪審裁判を考える会・代表世話人）

テーマ：「市民の司法参加の意味」

2009年

●裁判員制度・陪審制度研究会（東洋大学）

陪審裁判を考える会 共催

5月例会

日時：5月15日金曜日午後6時

日時：5月15日金曜日午後6時

日時：5月15日金曜日午後6時

日時：5月15日金曜日午後6時

日時：5月15日金曜日午後6時

日時：5月15日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5503教室  
講師：関原 勇さん（弁護士）  
テーマ：「死刑事件の弁護体験から裁判員制度をおもう」

●陪審裁判を考える会6月例会

日時：6月19日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11教室

講師：指宿 信さん（成城大学）

テーマ：「誤判冤罪と裁判員制度」

●陪審裁判を考える会7月例会

日時：7月10日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5B11教室

講師：福来 寛さん（カリフォルニア大学）

テーマ：「沖繩における市民司法参加制度の実質的な影響と効用について」

## 2010年

●陪審裁判を考える会1月例会

日時：1月29日金曜日午後5時

場所：東洋大学5号館5401号室

テーマ：今後の活動について

●陪審裁判を考える会5月例会

日時：5月21日金曜日6時

講師：荒川 歩さん（武蔵野美術大学）

テーマ：「裁判員の評決の確信度の時間的変化についての実験的研究」

第2部 四宮啓さん（弁護士・國学院大

●陪審裁判を考える会6月例会

日時：6月18日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5401号室  
講師：上口達夫さん（裁判への市民参加を進める会）

テーマ：裁判員制度改正のための市民活動の可能性

日時：7月16日金曜日午後6時

場所：東洋大学5号館5403号室

講師：福来 寛さん（カリフォルニア大学）

題目：泣き寝入りより裁判で——沖繩の市民が参加する裁判員裁判による沖繩の米兵犯罪の抑制・抑止効果

●陪審裁判を考える会（夏合宿）

日時：8月7日土曜日午後から1日

会場：東洋大学5号館2階5201号室

1時 代表世話人あいさつ及び出席者の自己紹介

1時10分 根本行雄さんの発表

会場移動：東洋大学5号館地下5B12

教室

第1部 2時

司会 岩上安身さん（ジャーナリスト）

話題提供者

小堀隆恒さん（元枚方市副市長）

佐藤栄佐久さん（元福島県知事）

郷原信郎さん（弁護士）

第2部 四宮啓さん（弁護士・國学院大

学教授）

1. 陪審裁判を考える会例会と忘年会

日時：12月18日土曜日午後1時

会場：東洋大学5号館5201号室

テーマ：裁判員制度の見直しに向けて

パネリスト（話題提供者）

1. 荒川 歩さん（武蔵野美術大学）

2. 齋藤 哲さん（獨協大学）

3. 敷田みほさん（裁判員裁判を育てる市民の会事務局）

4. 庭山英雄さん（陪審裁判を考える会代表、弁護士）

「陪審裁判を育てる市民の不安とその心理学的研究」

「裁判員制度の社会に与えた影響」

「市民の目線から見た問題点」

「陪審制度の視点から見た裁判員制度の見直し」

2011年

東日本大震災（2011年3月11日）

のため、例会が中止に

●陪審裁判を考える会例会

日時：9月24日土曜日午後1時

会場：國学院大学百周年記念館L103

教室

テーマ：来年の裁判員制度の改正を討議するミニシンポジウム

1. 故人を追悼して、陪審裁判を考える

2. 会元代表「後藤昌次郎弁護士」を偲び、全員による追悼討論

3. 3時から、布川事件再審主任弁護士の山本裕夫弁護士「警察及び検察に対する問題点とその刑事裁判への影響」

●陪審裁判を考える会例会と忘年会

日時：12月17日土曜日午後4時半

場所：東洋大学5号館5501教室

テーマ：会誌の発行及び裁判員制度の見直しについて

2012年

3月会誌19号発行

●陪審裁判を考える会例会

日時：4月20日金曜日午後5時半

場所：東洋大学5402号「セミナー室」

テーマ：会誌19号の発行と裁判員制度の問題点総ざらい

●陪審裁判を考える会例会

日時：8月4日土曜日午後12時半

場所：東洋大学5502号「セミナー室」

講師：福来 寛さん（カリフォルニア大学）

テーマ：「故郷福島の原因事故」

●陪審裁判を考える会例会

日時：11月10日土曜日午後3時

場所：東洋大学6号館3階6306号室

講師：神谷悦子さん（The Japan Times

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を



記者)

テーマ…「日本における法教育の現状と課題」

●陪審裁判を考える会設立30周年記念シンポジウムと忘年会

日時…12月23日日曜日午後1時半～

会場…東洋大学6号館6309号室

テーマ…「陪審裁判を考える会と裁判員制度の見直し」

詳細は「陪審裁判20号」に

## 2013年

### ●4月会誌20号発行

●陪審裁判を考える会例会

日時…8月24日土曜日午後1時半～

場所…東洋大学5号館5304教室

講師…飯室勝彦さん(元東京新聞論説委員)

テーマ…「自民党改憲草案の思想と国民の司法参加」

●陪審裁判を考える会例会

日時…10月5日土曜日午後1時半～

場所…東洋大学5号館5304教室

講師…指宿信さん(成城大学)

テーマ…「裁判員制度のこれから」

●陪審裁判を考える会例会と忘年会

日時…12月21日土曜日午後1時半～

場所…東洋大学5号館5304教室

講師…福来寛さん(カリフォルニア大学サンタクルズ校)

テーマ…「福島原発被爆者等の救済となり得る裁判員制度と民事陪審制度」

## 2014年

●陪審裁判を考える会例会

日時…2月21日金曜日午後5時半～

場所…東洋大学5号館5304教室

講師…新倉修さん(青山学院大学)

テーマ…「司法への市民参加に反対する動きと、我々の会が取るべき対策」

●陪審裁判を考える会例会

日時…5月15日木曜日午後6時～

場所…新宿センタービル9階 武蔵野美術大学 新宿サタライトB教室

講師…荒川歩さん(武蔵野美術大学)

テーマ…「裁判員への接種効果」

●陪審裁判を考える会例会

日時…7月21日月曜日午後2時～

場所…國学院大学法科大学院棟L101教室

講師…福来寛さん(カリフォルニア大学サンタクルズ校)

テーマ…『日本の検察審査会制度と似た中国の陪審制度』

●陪審裁判を考える会例会

日時…10月11日土曜日午後2時～

場所…國学院大学法科大学院棟L102教室

テーマ…今後の「陪審裁判を考える会」のあり方や新代表、新事務局等、あるいは会の名称を継承すること

の是非について議論をする例会

●陪審裁判を考える会シンポジウム

日時…12月14日日曜日午後1時半～

場所…青山学院大学17号館10階ダイスカッションルーム

話題提供者…新倉修さん(青山学院大学)

「上級審で量刑を変更する是非について」

齋藤哲さん(獨協大学教授)

「裁判員の過剰な負担」

田口真義さん(裁判員経験者)

「裁判員経験者として考える裁判員に課された過剰な負担」

閉会…飯室勝彦さん(陪審裁判を考える会代表 中京大学名誉教授)

## 2015年

●陪審裁判を考える会シンポジウム

日時…7月18日土曜日午後4時～

会場…専修大学神田校舎731号教室

1. 開会挨拶 飯室勝彦さん(陪審裁判を考える会代表)

## 2. 報告

福来寛さん(カリフォルニア大学サンタクルズ校)

「アメリカ、沖繩の民事陪審裁判」

齋藤哲さん(獨協大学・弁護士)

「ドイツ、オーストリアの民事、行政、労働参審裁判」

飯考行さん(専修大学)

「民事司法への市民参加の論点? 刑事裁判員裁判などの現状から」

3. パネルディスカッション

パネリスト…四宮啓さん(國学院大学・弁護士)、福来寛さん、富田聡子さん(弁護士)、裁判員経験者など

4. 質疑応答、意見交換

5. 閉会挨拶 新倉修さん(青山学院大学・弁護士)

●陪審裁判を考える会合宿

日時…10月11～12日、1泊2日

場所…鬼怒川温泉「伊藤園ホテルニューサクラ」

テーマ…沖繩民事陪審(ツルコ・ロバーツ)、翻訳の進捗報告と質疑応答

●陪審裁判を考える会例会と忘年会

日時…12月27日日曜日午後1時半～

場所…専修大学8号館

テーマ…ツルコ・ロバーツ翻訳の現状

日時…10月11日土曜日午後2時～

場所…東洋大学5号館5304教室

講師…指宿信さん(成城大学)

テーマ…「裁判員制度のこれから」

●陪審裁判を考える会例会と忘年会

日時…12月21日土曜日午後1時半～

場所…東洋大学5号館5304教室

講師…指宿信さん(成城大学)

テーマ…「裁判員制度のこれから」

●陪審裁判を考える会例会と忘年会

日時…12月21日土曜日午後1時半～

場所…東洋大学5号館5304教室

2016年

●陪審裁判を考える会例会

日時：2月13日土曜日午後1時

場所：専修大学神田校舎845号室

第1部 沖繩民事陪審法廷記録の翻訳状

況の確認と今後の予定

第2部 2時半

話題提供者：五十嵐二葉弁護士

「刑事訴訟法改定に関する諸問題」

●陪審裁判を考える会例会

日時：5月7日土曜日午後2時半

場所：國學院大学渋谷キャンパス百周年

記念館地下1階L105教室

テーマ：ツルコ・ロバーズ翻訳について

●陪審裁判を考える会例会

日時：7月16日土曜日午後3時

場所：國學院大学渋谷キャンパス百周年

記念館地下1階L105教室

テーマ：沖繩民事陪審（ツルコ・ロバ

ーズ）翻訳の現状と今後の課題

その他（合宿等）

●陪審裁判を考える会例会

日時：10月20日木曜日午後4時

場所：専修大学神田校舎834号室

テーマ：沖繩合宿の準備

●陪審裁判を考える会 沖繩合宿

日時：11月13日土曜日午後2時

場所：琉球大学9号棟7階の模擬法廷

テーマ：沖繩民事陪審、新倉さん翻訳部

分を読み合わせ、ハワイ州最高裁

サブリーナ・マツケナ判事と懇談

●陪審裁判を考える会例会と忘年会

日時：12月20日火曜日午後5時半

場所：専修大学8号館3階834号室

テーマ：代表交代について

（沖繩民事陪審）ツルコ・ロバーズ

新翻訳材料について

2017年

●陪審裁判を考える会例会

日時：3月20日月曜日午後2時

場所：青山学院大学17号館10階デ

ィスカッションルーム

テーマ：飯室さんから新倉さんへの代表

交代に伴う慰労等

沖繩民事陪審、ツルコ・ロバーズ

第1次訴訟和訳纏め、その他企画

●陪審裁判を考える会例会

「裁判員制度の危機」講演・討論会

日時：5月7日土曜日午後1時半

場所：青山学院大学17号館10階デ

ィスカッションルーム

開会：新倉代表挨拶

講演：五十嵐二葉さん（弁護士）

「こう直さなければ裁判員裁判は

空洞になる」

●陪審裁判を考える会例会

日時：7月15日土曜日午後4時

場所：青山学院大学17号館10階「院

生面談室」

テーマ及び進行：「裁判員制度のいま

中心編者牧野茂弁護士

前回五十嵐さんから提案された提

言書案について

沖繩民事陪審、ツルコ・ロバーズ

第1次訴訟の翻訳を完成させ、

提言書に添付する資料の一つと

する

●福来寛さんを囲む会

日時：8月20日土曜日午後5時半

場所：「新宿駆け込み餃子」

テーマ：福来寛さんを歓迎する会、福来

さんは故庭山英雄さん宅を訪問

●陪審裁判を考える会例会

日時：9月30日土曜日午後2時

場所：青山学院大学17号館10階「院

生面談室」

テーマ：沖繩民事陪審、ツルコ・ロバ

ーズ法廷記録の件

庭山英雄先生を偲ぶ会誌の件

齋藤哲さん（獨協大学教授）「家

族と法」と民主主義」

●陪審裁判を考える会例会と忘年会

日時：12月23日土曜日午後2時

場所：青山学院大学17号館10階デ

スカッションルーム

テーマ：笹倉香奈さん（甲南大学、刑事

訴訟法）

「アメリカ陪審裁判死刑事件にお

ける全員一致制及び量刑につい

て

庭山英雄さんを偲ぶ会誌の件

来年の例会及び第1次沖繩陪審法

廷記録翻訳の件

「記録」につきましては、福来寛さんと  
滝田清暉さんのお世話になりました。こ  
こに記して、感謝いたします。編集担当

陪審裁判を考える会 会報21号

発行 陪審裁判を考える会事務局 滝田 清暉

編集担当 黒沢 香

陪審裁判を考える会HP <http://www.baishin.com/>

メーリングリスト [jury@yahoogroups.jp](mailto:jury@yahoogroups.jp)

事務局住所 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-41-12

岡埜ビル7階 IP 国際技術特許事務所内

電話 03-5273-7695

郵便振替口座 00140-6-575080